

人権に関する県民意識調査  
報 告 書  
(概要版)

平成30年2月

高 知 県

# 目次

## I 調査の概要

1	調査目的 .....	1
2	調査項目 .....	1
3	調査設計 .....	1
4	調査票配布数と回収状況.....	2
5	調査結果の見方 .....	2
6	回答者の属性.....	3

## II 調査結果

1	人権全般 .....	4
2	同和問題 .....	13
3	女性.....	20
4	子ども .....	25
5	高齢者 .....	29
6	障害者 .....	32
7	エイズ患者・H I V感染者・ハンセン病元患者等.....	35
8	外国人.....	40
9	犯罪被害者等 .....	42
10	インターネットによる人権侵害 .....	45
11	災害と人権.....	47
12	人権啓発.....	49
13	人権教育.....	51
14	人権尊重の社会の実現.....	52
	用語の解説.....	54

## I 調査の概要

### 1 調査目的

- (1) 県民の人権についての意識を把握することにより、今後の人権施策を推進していくための基礎資料とする。
- (2) 今回の調査結果を、平成 14 年度及び平成 24 年度に実施した人権に関する意識調査の結果と比較することにより、県民の意識の変化を把握する。
- (3) 調査票の設問や用語の解説を通じて、調査対象となる県民の人権に対する理解を深める。

### 2 調査項目

- (1) 属性（性別・年齢別・職業別・居住地域別）
- (2) 人権全般
- (3) 同和問題
- (4) 女性
- (5) 子ども
- (6) 高齢者
- (7) 障害者
- (8) エイズ患者・H I V感染者・ハンセン病元患者等
- (9) 外国人
- (10) 犯罪被害者等
- (11) インターネットによる人権侵害
- (12) 災害と人権
- (13) 人権啓発
- (14) 人権教育
- (15) 人権尊重の社会の実現

### 3 調査設計

- 調査地域 高知県内全域
- 調査対象 18 歳以上の県民（選挙人名簿登録者）
- 標本数 3,000 人
- 標本抽出方法 層化二段無作為抽出法（市町村の選挙人名簿に基づく）
- 調査方法 無記名による郵送法
- 調査期間 平成 29 年 8 月 18 日から 9 月 1 日
- 実施機関 高知県文化生活スポーツ部人権課
- 調査機関 株式会社クリケット

#### 4 調査票配布数と回収状況

	今回調査	前回調査	前々回調査
配布数	3,000票	3,000票	5,000票
回収数	1,607票	1,385票	2,509票
有効回収数	1,604票	1,351票	2,495票
回収率	53.5%	45.0%	49.9%

(回収率は、回収した調査票のうち、記入の必要な設問の一部にでも回答のあるものは有効とし、算出した。)

\* 前回調査は平成24年度に、前々回調査は平成14年度に高知県が実施した人権に関する県民意識調査。

#### 5 調査結果の見方

- (1) 表に記入してある数値は、各回答項目に対する回答数の構成比である。
- (2) 表の構成比は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、択一設問の合計が100%にならない場合がある。また、質問項目への回答は、「○は1つだけ」、「○は3つまで」、「○はいくつでも」などの方法を採用しているため、複数回答を求める質問の構成比の合計は100%以上になる。
- (3) 副問（前問で特定の回答をした回答者のみに対して続けて行った質問）については、その特定の回答をした人数を有効回答数として構成比を算出した。
- (4) 調査の規定にはずれたもの、例えば、ある調査項目で回答は1つのみと規定したが、複数の回答が記入されていた場合はその回答は無効とし、無回答扱いで集計を行った。  
なお、表では「無回答」は表記していない。
- (5) 今回の調査は標本調査であるため、統計上の誤差「標本誤差」が生じる。信頼度95%（信頼度として慣例的に用いられる基準）における回答率（%）の標本誤差は、次の式で算出される。

$$\text{標本誤差} = 1.96 \times \sqrt{\frac{p(100-p)}{n}}$$

nは回答者数（人）、pは回答率（%）を表す。

(標本誤差表)

	10% (90%)	20% (80%)	30% (70%)	40% (60%)	50%
2,000	±1.3%	±1.8%	±2.0%	±2.1%	±2.2%
1,600	±1.5%	±2.0%	±2.2%	±2.4%	±2.5%
1,500	±1.5%	±2.0%	±2.3%	±2.5%	±2.5%
1,000	±1.9%	±2.5%	±2.8%	±3.0%	±3.1%
500	±2.6%	±3.5%	±4.0%	±4.3%	±4.4%

例えば、1,500人の回答者がいる中で、Aという選択肢を選んだ回答者が10%であった場合、標本誤差は±1.5%であるので、この回答率は95%の確率で8.5%～11.5%の間に存在するということになる。

## 6 回答者の属性

区分	今回調査		前回調査		前々回調査	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
回答人数	1,604	100.0	1,351	100.0	2,495	100.0
性別						
1. 男性	706	44.0	585	43.3	1,031	41.3
2. 女性	889	55.4	732	54.2	1,399	56.1
無回答	9	0.6	34	2.5	65	2.6
年代別						
1. 10歳代	17	1.1	-	-	-	-
2. 20歳代	115	7.2	76	5.6	222	8.9
3. 30歳代	169	10.5	160	11.8	346	13.9
4. 40歳代	261	16.3	192	14.2	421	16.9
5. 50歳代	281	17.5	216	16.0	620	24.8
6. 60歳代	358	22.3	310	22.9	480	19.2
7. 70歳以上	396	24.7	372	27.5	395	15.8
無回答	7	0.4	25	1.9	11	0.4
職業別						
1. 農林漁業（自営業主および家族従業者）	109	6.8	83	6.1	254	10.2
2. 商工サービス業（自営業主および家族従業者）(*1)	127	7.9	93	6.9	373	14.9
3. 勤め（企業や団体に勤めている方（パート含む）で、次の4に該当しない方）	424	26.4	322	23.8	581	23.3
4. 教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員	259	16.1	202	15.0	327	13.1
5. 自由業、その他有職(*2)	64	4.0	45	3.3	32	1.3
6. 家事専業（主婦、主夫）	179	11.2	194	14.4	388	15.6
7. 生徒・学生	40	2.5	14	1.0	31	1.2
8. 無職（家事専業、生徒・学生以外の無職）	389	24.3	366	27.1	482	19.3
無回答	13	0.8	32	2.4	27	1.1
居住地域別						
1. 高知市	701	43.7	575	42.6		
2. 安芸広域圏（室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）	108	6.7	95	7.0		
3. 南国・香美広域圏（南国市、香南市、香美市）	245	15.3	200	14.8		
4. 嶺北広域圏（本山町、大豊町、土佐町、大川村）	29	1.8	25	1.9		
5. 仁淀川広域圏（土佐市、いの町、日高村）	118	7.4	100	7.4		
6. 高吾北広域圏（佐川町、越知町、仁淀川町）	70	4.4	43	3.2		
7. 高幡広域圏（須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町）	138	8.6	115	8.5		
8. 幡多広域圏（宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町）	183	11.4	172	12.7		
無回答	12	0.7	26	1.9		

\*1 職業別の「商工サービス業」は、前々回調査「商工サービス業・自由業」との比較。

\*2 職業別の「自由業、その他有職」は、前々回調査「その他の有職」との比較。

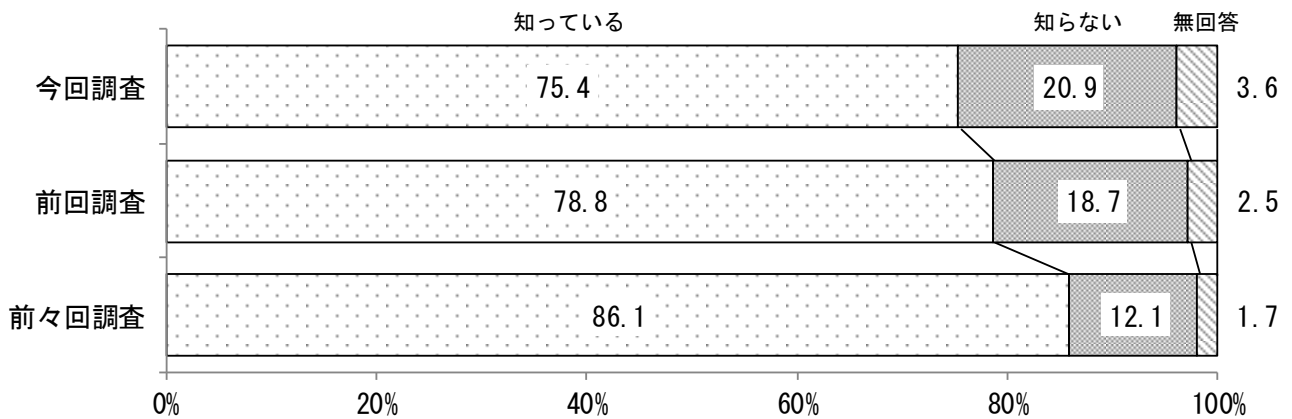
\* 前々回調査の居住地域別については、市町村合併等により居住地域別エリアに差異が生じるため、比較しない。

## II 調査結果

### 1 人権全般

#### ◎基本的人権の内容の周知

問1-1 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか。(いずれかに○印を)



\* 前回調査は平成24年度に、前々回調査は平成14年度に高知県が実施した人権に関する県民意識調査。

基本的人権の内容は、「知っている」が75.4%、「知らない」が20.9%

前回、前々回調査と比較すると、「知っている」の割合は減少してきており、「知らない」は増加してきている。

#### 【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

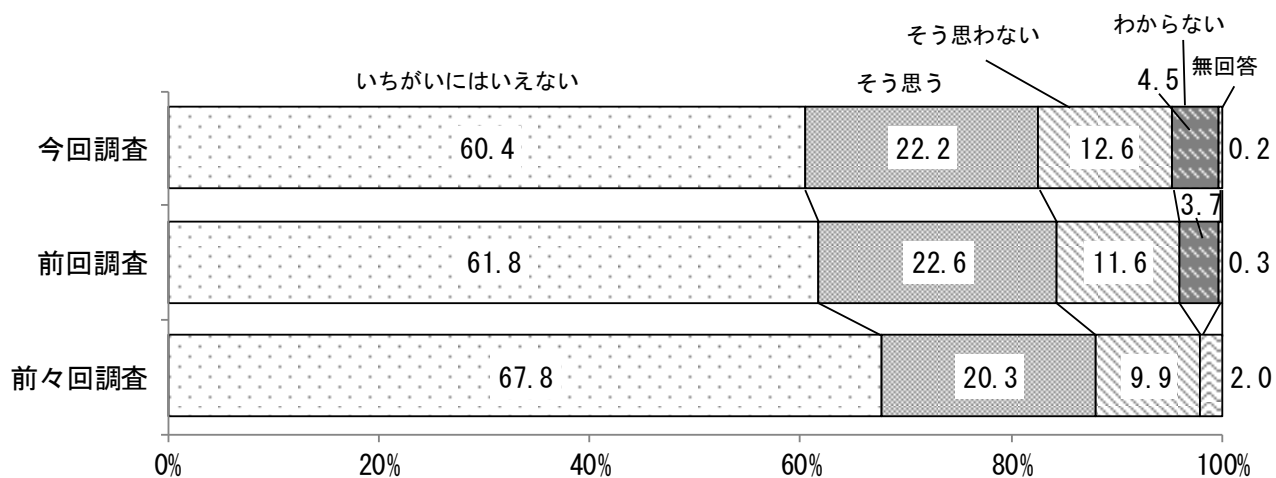
##### <基本的人権についての周知度>

問1 あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。

	平成29年10月	(参考)平成24年8月
・知っている	81.4%	82.8%
・知らない	18.6%	17.2%

◎日本の基本的人権

問1-1副問 あなたは、今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。(○は1つだけ)



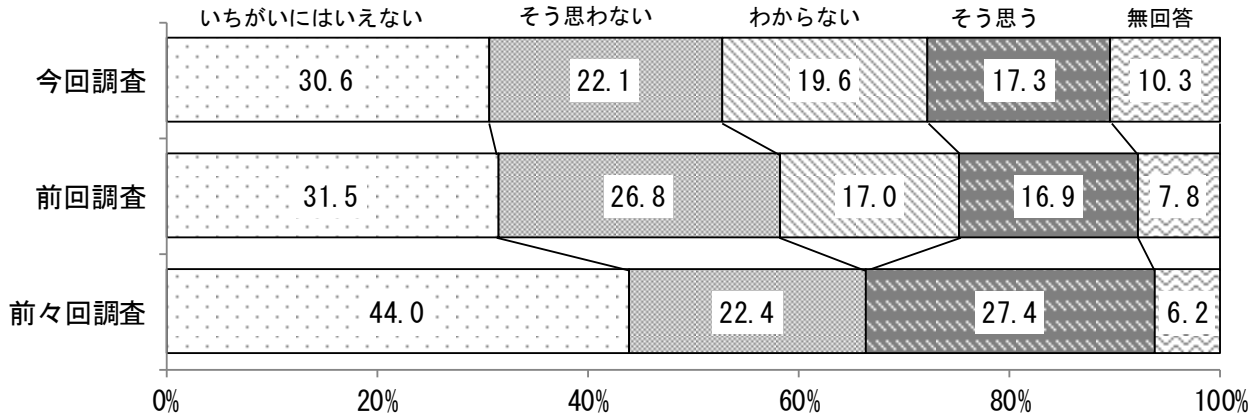
\* 前々回調査には、「わからない」の回答項目は設定していない。

日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うかは、「いちがいにはいけない」が60.4%、「そう思う」が22.2%、「そう思わない」が12.6%

前回、前々回調査と比較すると、「いちがいにはいけない」の割合は減少してきており、「そう思わない」は増加してきている。また、「そう思う」はあまり変化が見られない。

◎人権意識の変化

問1-2 あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思いますか。  
(○は1つだけ)



\* 前々回調査には、「わからない」の回答項目は設定していない。

国民の人権意識は高くなってきているかは、「いちがいにはいえない」が30.6%、「そう思わない」が22.1%、「そう思う」が17.3%

前回、前々回調査と比較すると、「いちがいにはいえない」の割合は減少してきている。  
また、前回調査より、「わからない」の割合は増加し、「そう思わない」は減少している。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<人権侵害の推移>

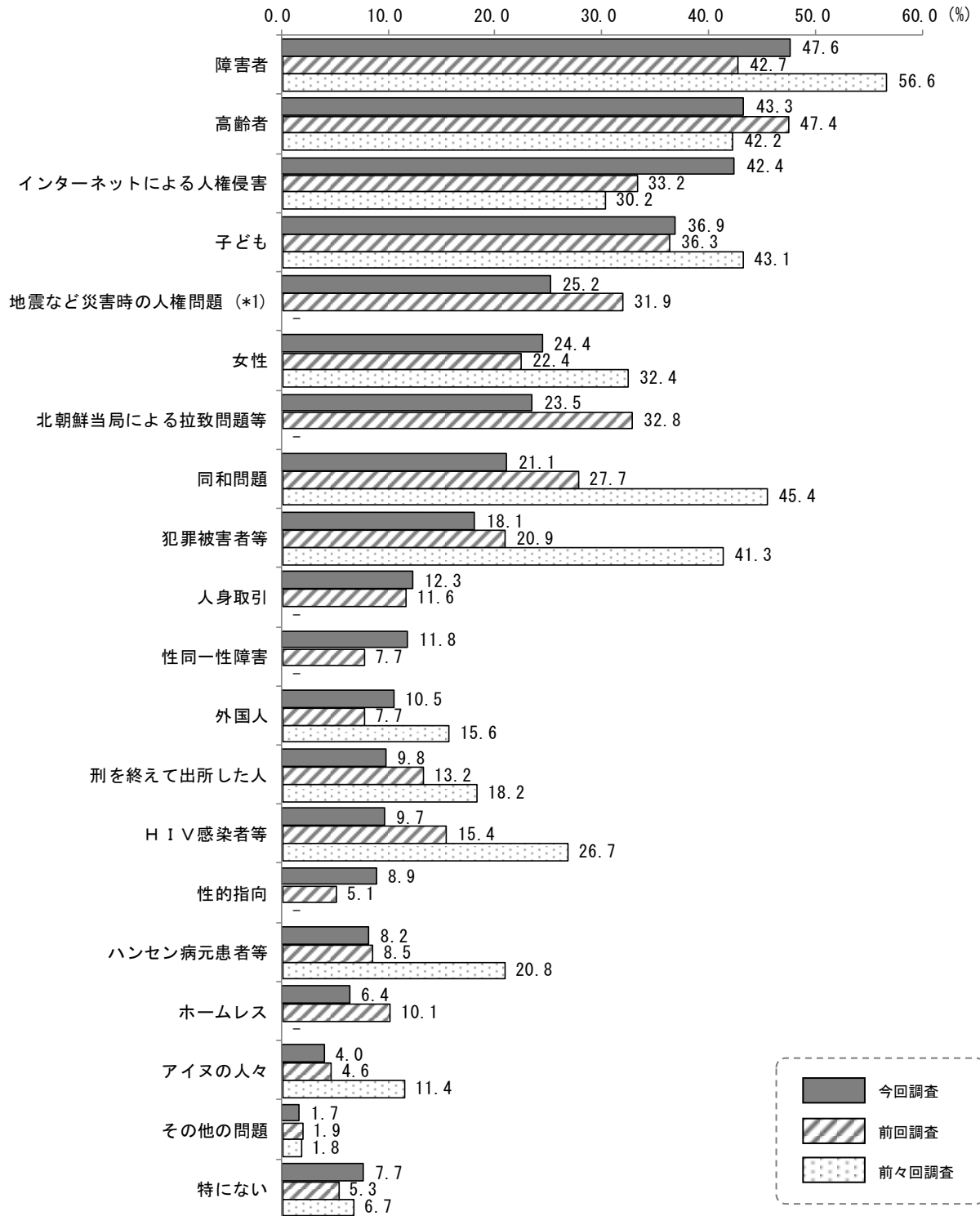
問2 新聞、テレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがありますが、あなたは、この5～6年の間に、日本で、人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思いますか、あまり変わらないと思いますか、それとも次第に多くなってきたと思いますか。この中から1つだけお答えください。

	平成29年10月	(参考)平成24年8月
・少なくなってきた	14.3%	12.1%
・あまり変わらない	50.8%	46.5%
・多くなってきた	29.4%	34.0%
・わからない	5.6%	7.3%



◎関心のある人権問題

問1-3 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。(〇はいくつでも)



\*1 「地震など災害時の人権問題」は、前回調査「震災における風評被害等による人権侵害」との比較。

関心のある人権問題は、「障害者」(47.6%)、「高齢者」(43.3%)、「インターネットによる人権侵害」(42.4%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「インターネットによる人権侵害」の割合は増加してきており、「同和問題」や「犯罪被害者等」は減少してきている。

また、前回調査より、「障害者」や「性同一性障害」の割合は増加し、「高齢者」や「地震など災害時の人権問題」は減少している。

#### 【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

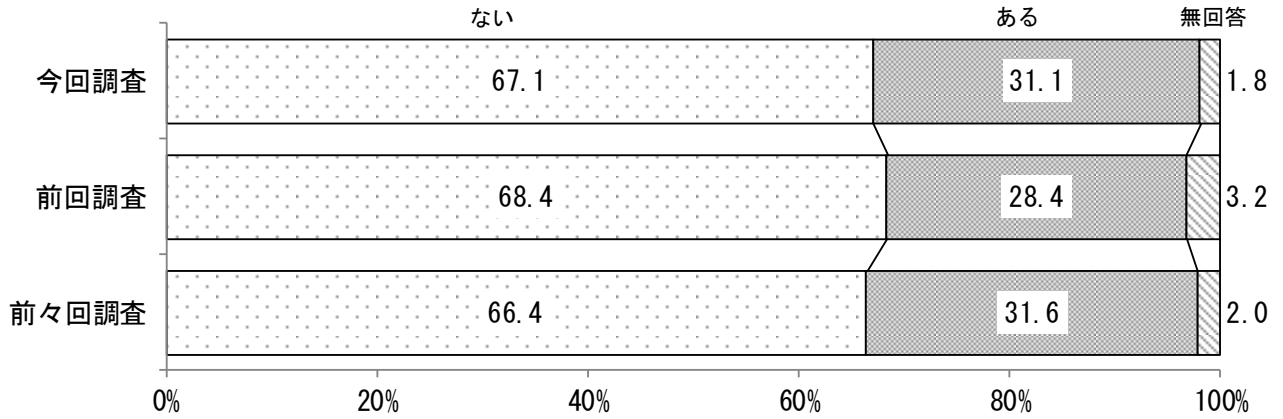
<人権課題に対する関心>

問5 日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。  
この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

	平成29年10月	(参考)平成24年8月
・障害者	51.1%	39.4%
・インターネットによる人権侵害	43.2%	36.0%
・高齢者	36.7%	34.8%
・子ども	33.7%	38.1%
・女性	30.6%	26.9%

◎人権侵害の経験

問1-4 あなたは今までに、ご自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。(いずれかに○印を)



人権が侵害された経験は、「ない」が67.1%、「ある」が31.1%

前回、前々回調査と比較すると、「ある」「ない」の割合ともあまり変化が見られない。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

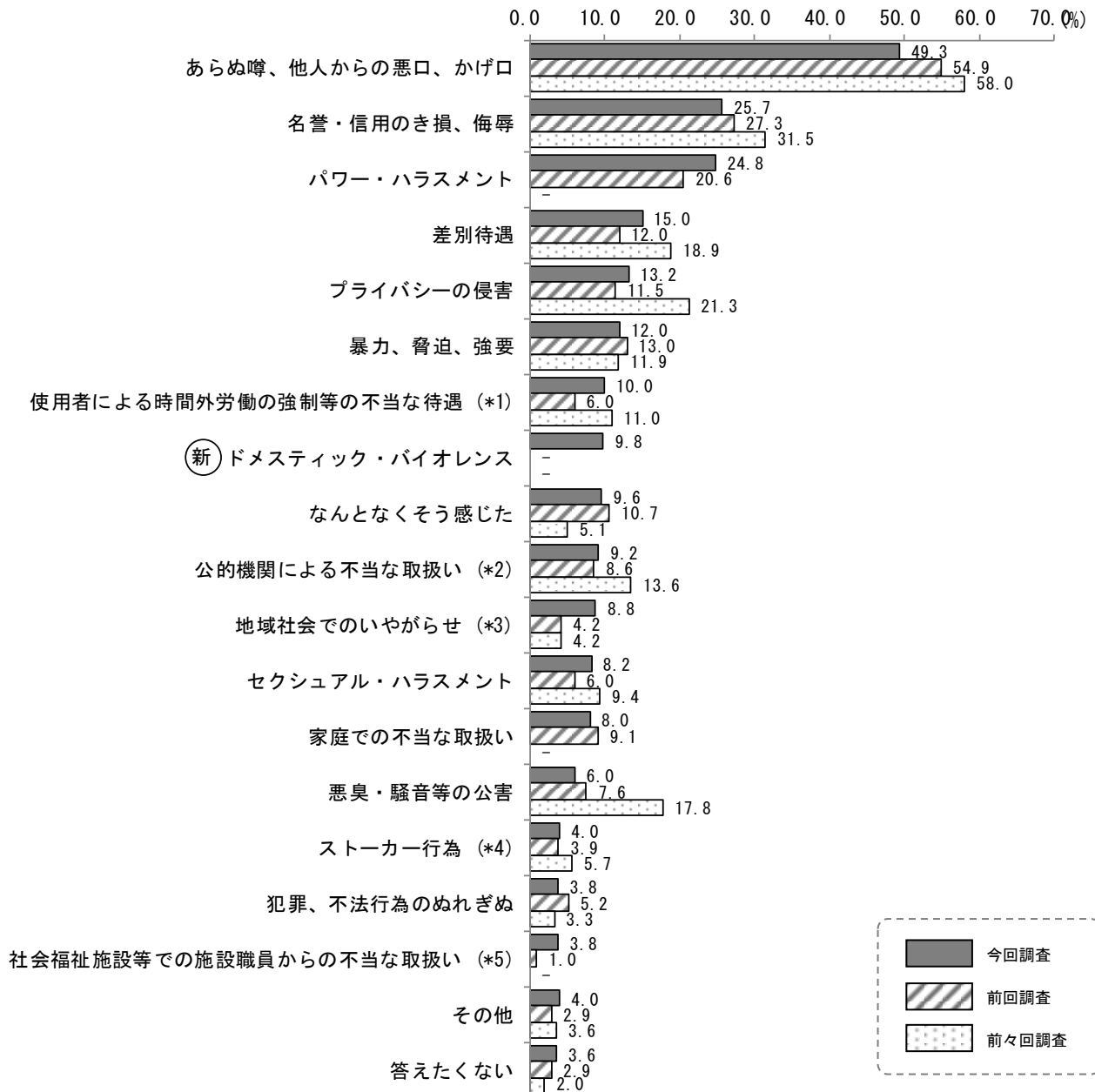
<人権侵害の経験>

問3 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか、それともそういうことはありませんか。

	平成29年10月	(参考)平成24年8月
・ある	15.9%	16.6%
・ない	84.1%	83.4%

◎人権が侵害されたと思った内容

問 1－4 副問 1 それほどどのようなことで人権が侵害されたと思いましたか。(〇はいくつでも)



\*1 「使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇」は、前回・前々回調査「使用者による労働強制等の不当な待遇」との比較。  
 \*2 「公的機関による不当な取扱い」は、前々回調査「警察官の不当な取扱い」との比較。  
 \*3 「地域社会でのいやがらせ」は、前回調査「地域などでの仲間はずれ」及び、前々回調査「村八分」との比較。  
 \*4 「ストーカー行為」は、前々回調査「特定の人に執拗につきまとわれる」との比較。  
 \*5 「社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い」は、前回調査「社会福祉施設での不当な取扱い」との比較。

どのようなことで人権が侵害されたと思ったかは、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」(49.3%)、「名誉・信用のき損、侮辱」(25.7%)、「パワー・ハラスメント」(24.8%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」や「名誉・信用のき損、侮辱」の割合は減少してきている。

また、前回調査より、「パワー・ハラスメント」や「差別待遇」の割合は増加している。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<人権侵害の内容>

問3 更問（問3で「ある」と答えた方に）

それは、どのような場合ですか。差し支えなければこの中からいくつでもあげてください。

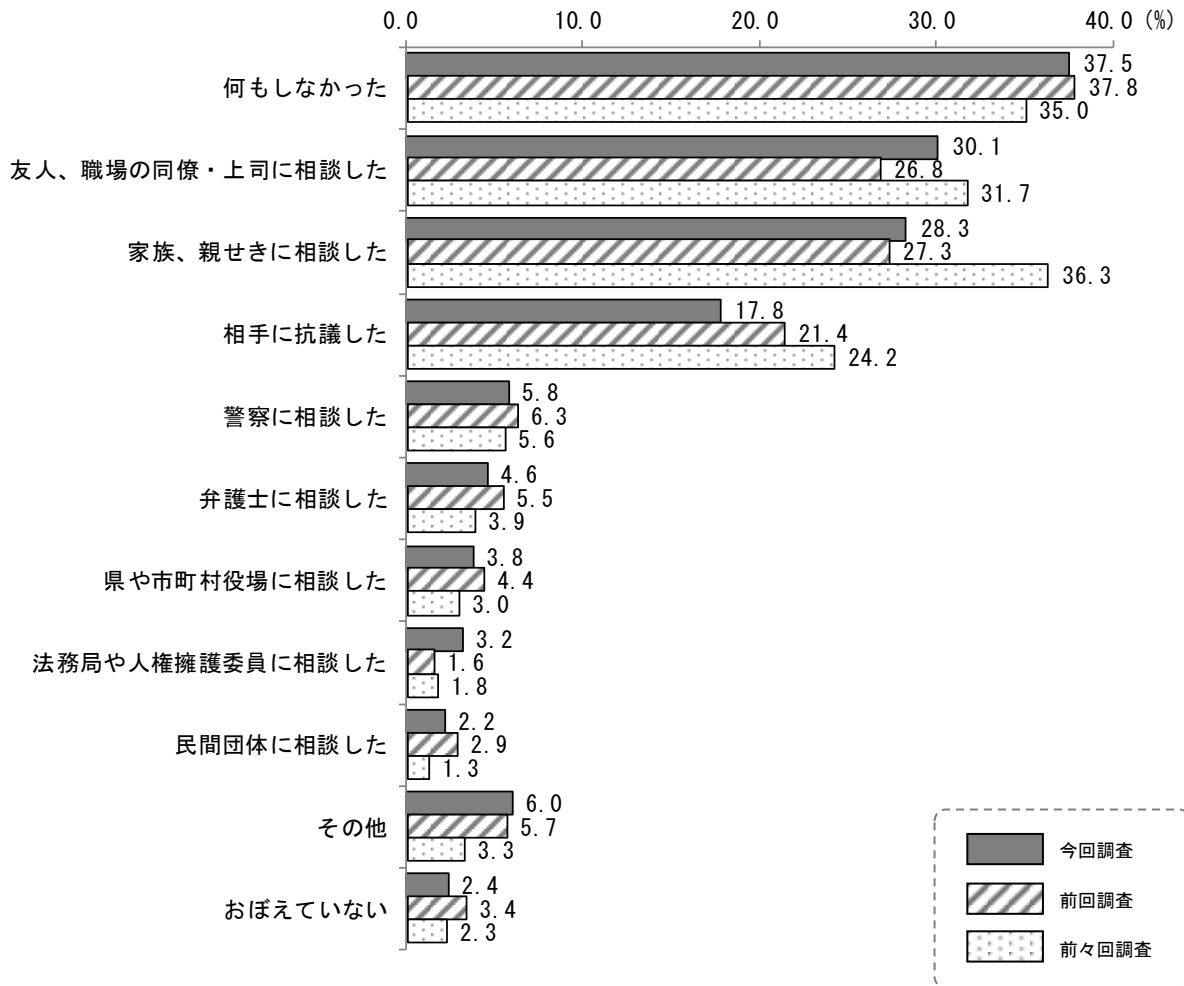
（複数回答）

（上位5項目）

	平成29年10月	（参考）平成24年8月
・あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	51.6%	47.4%
・職場での嫌がらせ	26.2%	24.2%
・名誉・信用のき損、侮辱	21.1%	18.1%
・学校でのいじめ	21.1%	17.7%
・プライバシーの侵害	19.4%	20.0%

◎人権が侵害されたと思ったときの対応

問1-4副問2 その（侵害されたと思った）ときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか、それともご自分で処理されましたか。（〇はいくつでも）



人権が侵害されたと思ったときどうしたかは、「何もしなかった」（37.5%）、「友人、職場の同僚・上司に相談した」（30.1%）、「家族、親戚に相談した」（28.3%）の順に高い

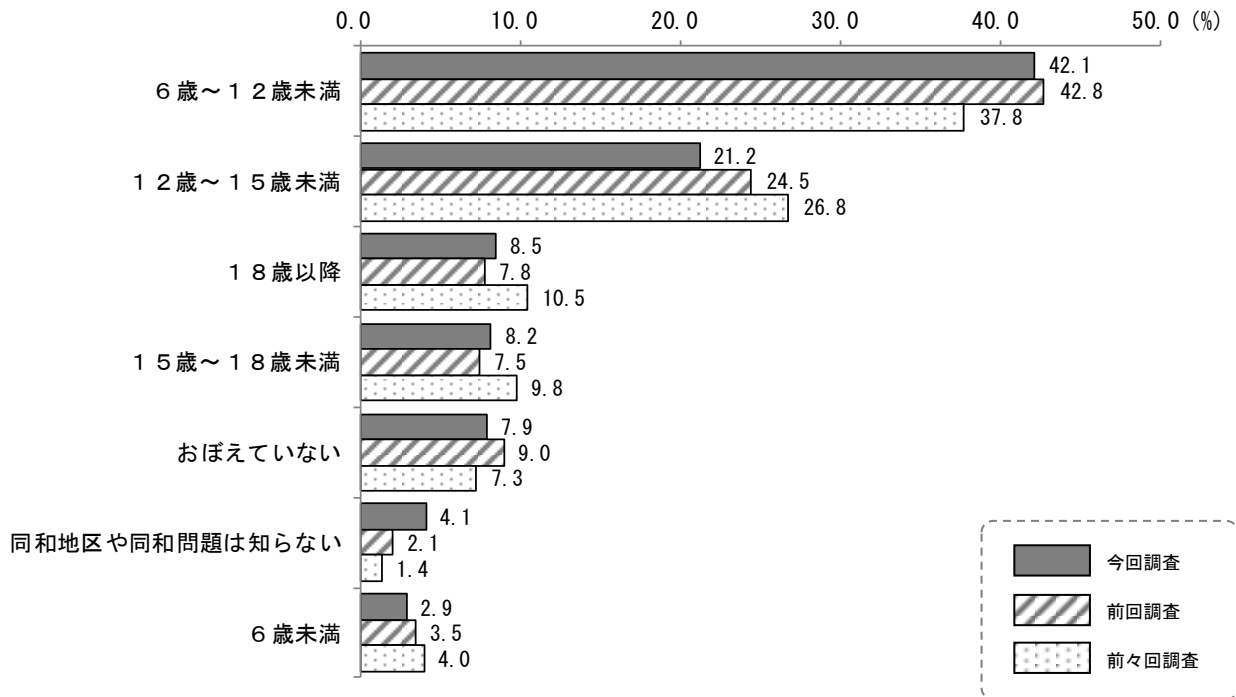
前回、前々回調査と比較すると、「何もしなかった」の割合はあまり変化が見られないが、「相手に抗議した」は減少してきている。

また、前回調査より、「友人、職場の同僚・上司に相談した」や「家族、親せきに相談した」の割合は増加している。

## 2 同和問題

### ◎同和地区や同和問題を知った時期

問2-1 あなたは、同和地区や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。(○は1つだけ)

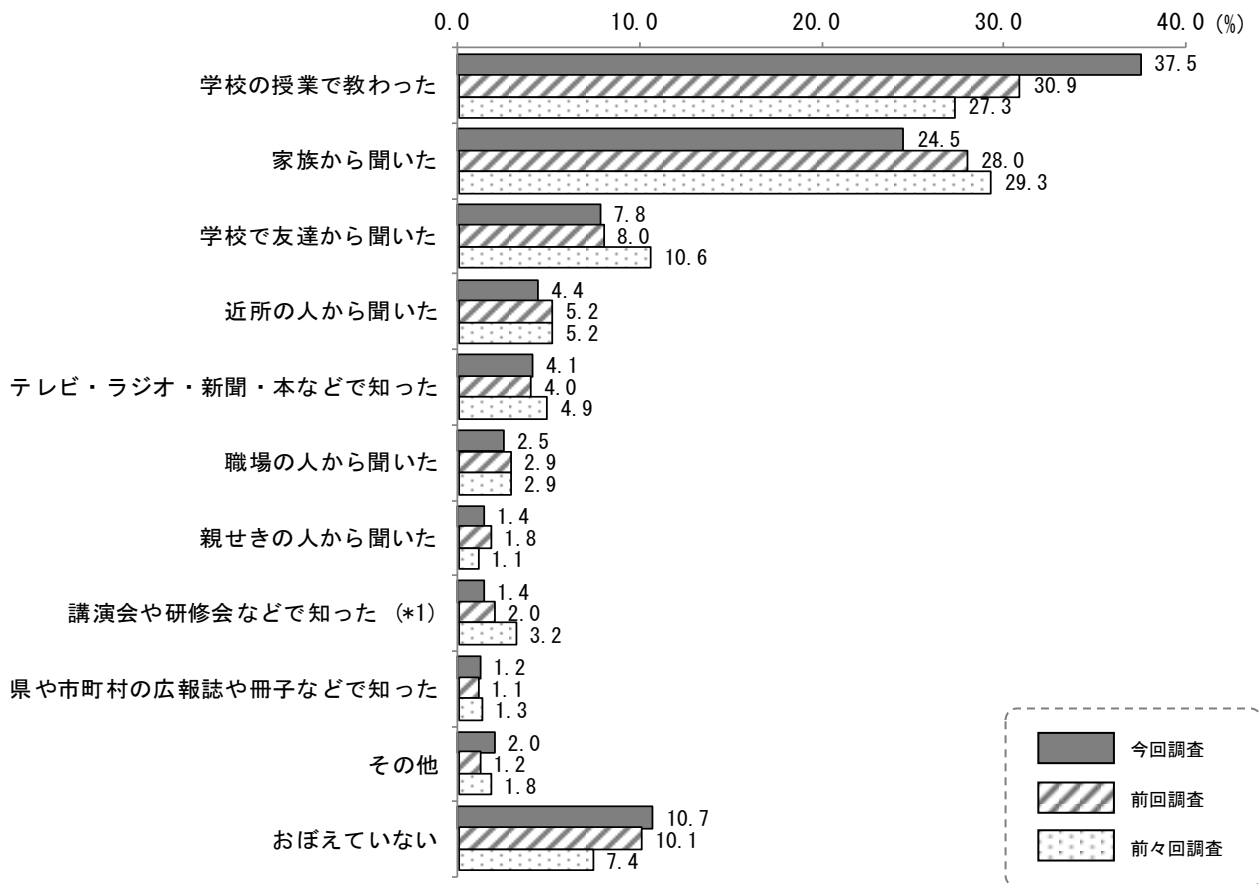


同和地区や同和問題を知った時期は、「6歳～12歳未満」(42.1%)、「12歳～15歳未満」(21.2%)、「18歳以降」(8.5%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「同和地区や同和問題は知らない」の割合は増加してきており、「12歳～15歳未満」は減少してきている。

◎同和地区や同和問題を知ったきっかけ

問2-2 あなたが、同和地区や同和問題についてはじめて知ったきっかけは、何ですか。(〇は1つだけ)



\*1 「講演会や研修会などで知った」は、前回・前々回調査「同和問題の講演会や研修会などで知った」との比較。

同和地区や同和問題を知ったきっかけは、「学校の授業で教わった」(37.5%)、「家族から聞いた」(24.5%)、「おぼえていない」(10.7%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「学校の授業で教わった」や「おぼえていない」の割合は増加してきており、「家族から聞いた」や「学校で友達から聞いた」は減少してきている。

そのほかの選択肢では、あまり変化が見られない。

【参考】全国調査 (内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<部落差別等の同和問題を知ったきっかけ>

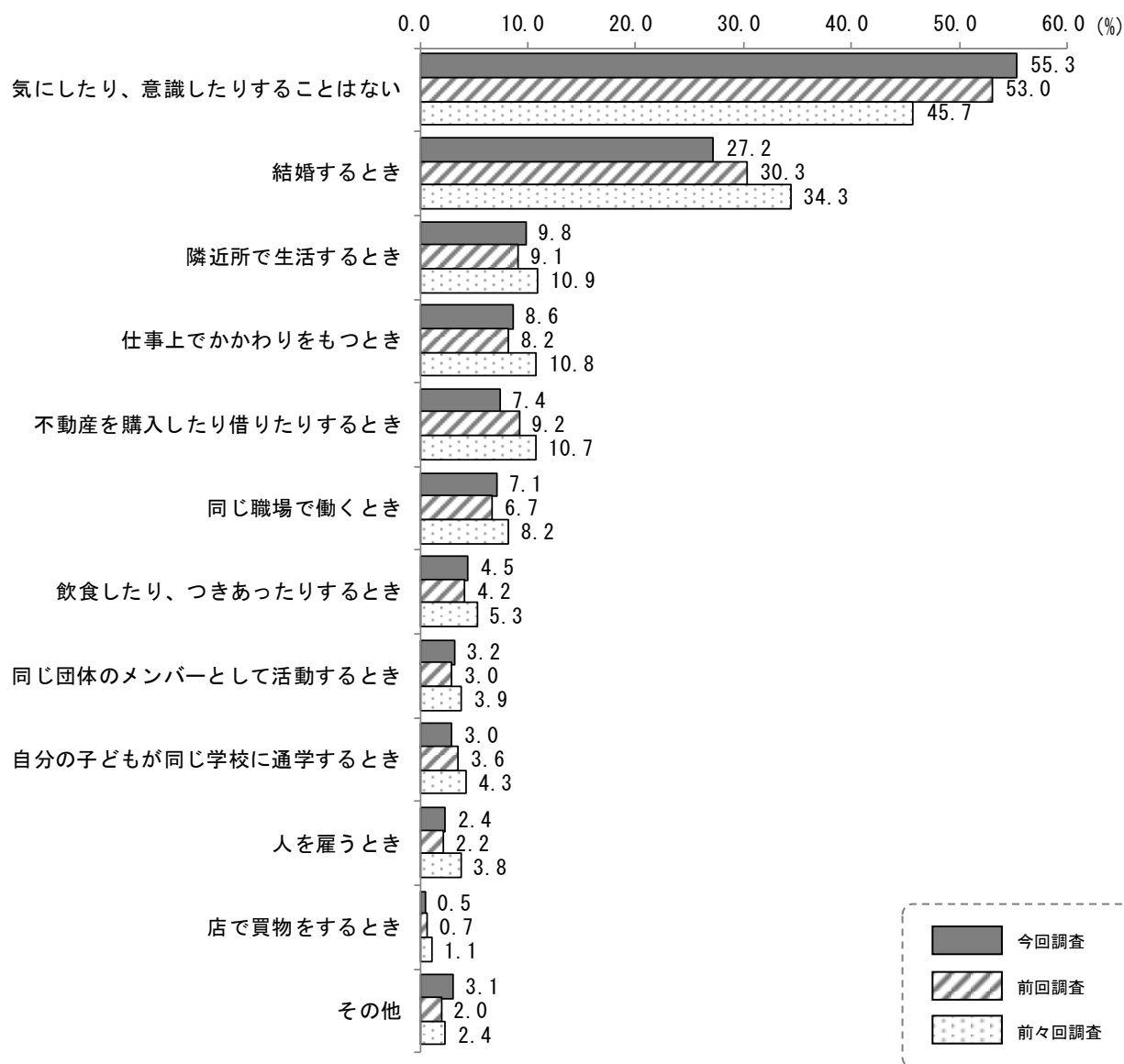
問10 あなたは、部落差別等の同和問題について、初めて知ったきっかけは、何からですか。この中から1つだけお答えください。

	平成29年10月	(参考)平成24年8月
・学校の授業で教わった	22.9%	19.5%
・家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた	19.6%	17.1%
・テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った	16.5%	15.7%
・部落差別等の同和問題を知らない	17.7%	20.8%



◎同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合

問2-3 あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることはありますか。(〇はいくつでも)



同和地区や同和地区の人ということを気にしたり意識する場合は、「気にしたり、意識したりすることはない」(55.3%)、「結婚するとき」(27.2%)、「隣近所で生活するとき」(9.8%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「気にしたり、意識したりすることはない」の割合は増加してきており、「結婚するとき」や「不動産を購入したり借りたりするとき」は減少してきている。

そのほかの選択肢では、あまり変化が見られない。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<部落差別等の同和問題に関する人権問題>

問10 更問

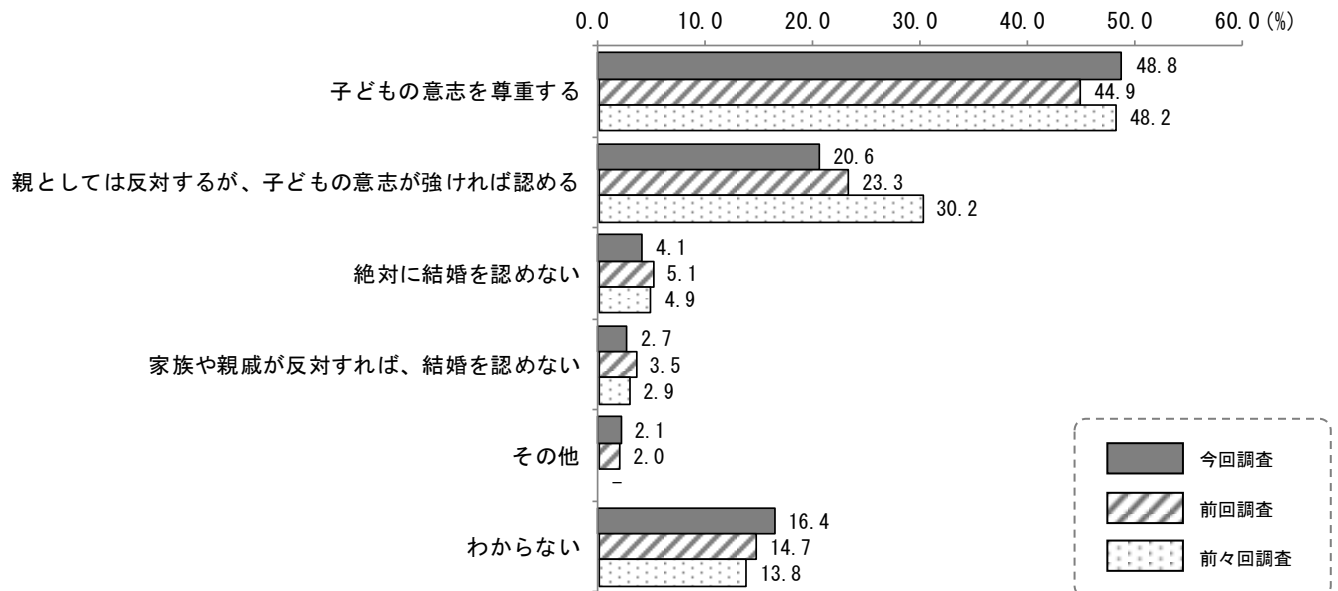
あなたは、部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。  
この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位4項目）

	平成29年10月	（参考）平成24年8月
・結婚問題で周囲の反対を受けること	40.1%	37.3%
・差別的な言動をされること	27.9%	24.9%
・身元調査をされること	27.6%	27.8%
・就職・職場で不利な扱いを受けること	23.5%	23.2%

◎お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合について

問2-4 かりに、あなたにお子さんが出て、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合、あなたはどのようにしますか。(○は1つだけ)



\* 前々回調査は、既婚者であることが回答の条件。  
\* 前々回調査には、「その他」の回答項目は設定していない。

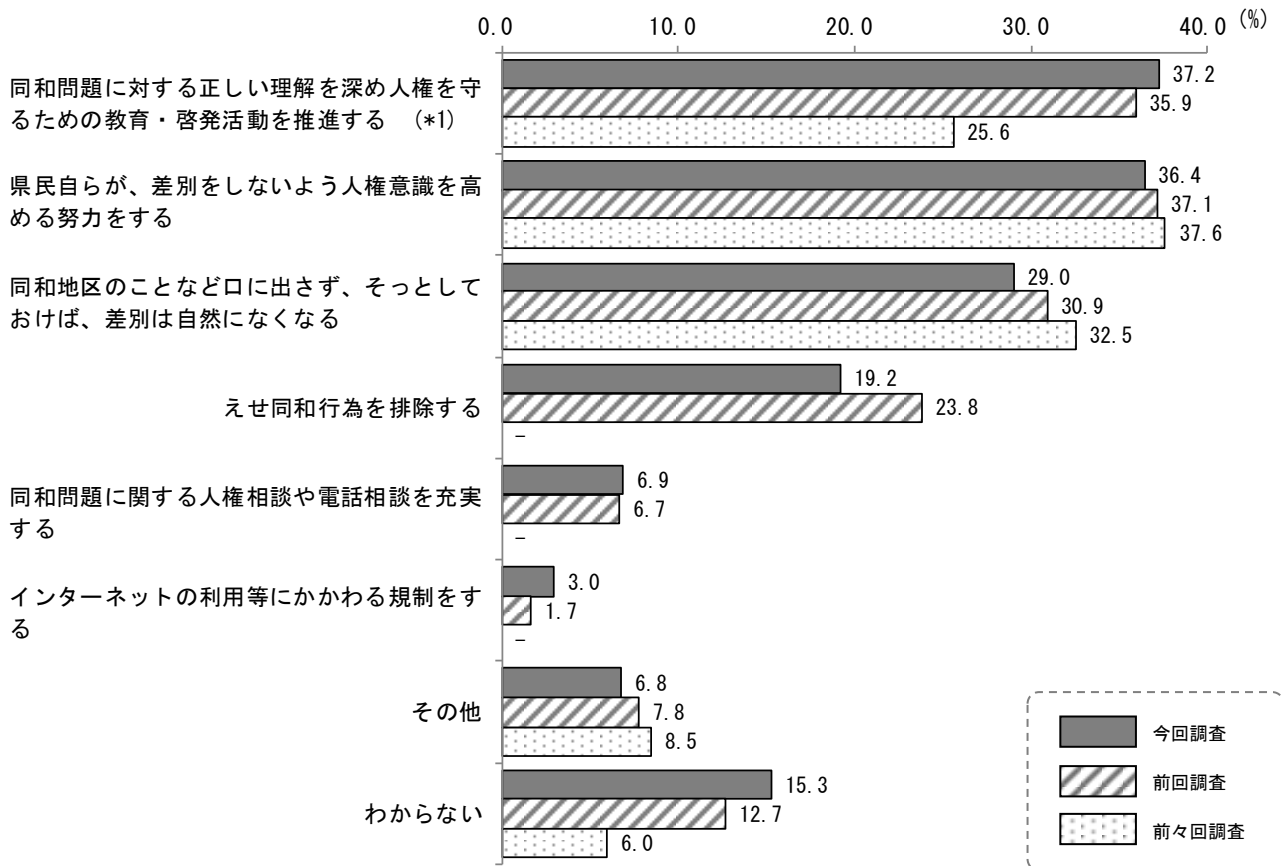
お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合については、「子どもの意志を尊重する」(48.8%)、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」(20.6%)、「わからない」(16.4%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「わからない」の割合は増加してきており、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」は減少してきている。

また、前回調査より、「子どもの意志を尊重する」の割合は高く、「絶対に結婚を認めない」は減少している。

◎同和問題の解決方法

問2-5 あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。(〇は3つまで)



\*1 「同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」は、前回・前々回調査「行政が、差別意識をなくし人権を大切にす  
る教育・啓発活動を積極的に行う」との比較。  
\* 前々回調査の回答条件は【2つまで〇】。

同和問題の解決方法は、「同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」(37.2%)、「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」(36.4%)、「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然となくなる」(29.0%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」や「わからない」の割合は増加してきており、「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」や「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然となくなる」は減少してきている。

また、前回調査より、「インターネットの利用等にかかわる規制をする」の割合は増加し、「えせ同和行為を排除する」は減少している。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<部落差別等の同和問題を解消するための方策について>

問 10 更問

あなたは、部落差別等の同和問題を解消するために、今後どうすればよいと思いますか。  
この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位 4 項目）

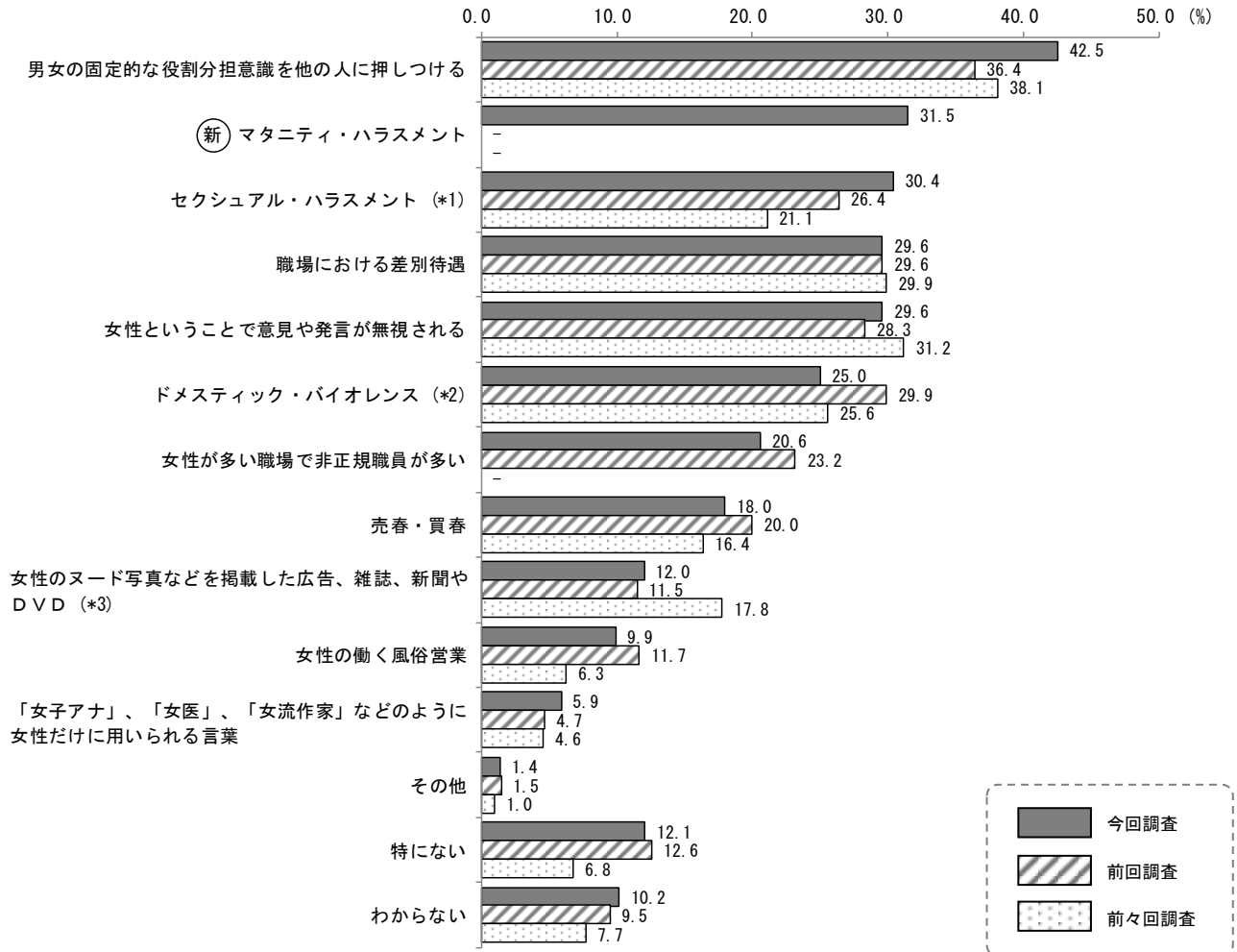
平成 29 年 10 月

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| ・ 人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき            | 50.6% |
| ・ 行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき | 40.8% |
| ・ 特別なことをする必要はなく、自然になくなっていくのを待つべき    | 19.2% |
| ・ インターネットにおける差別的な書込みをする人を処罰すべき      | 16.2% |

### 3 女性

#### ◎女性に関する人権上の問題点

問3-1 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)



\*1 「セクシュアル・ハラスメント」は、前回・前々回調査「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」との比較。

\*2 「ドメスティック・バイオレンス」は、前々回調査「夫による妻への家庭内暴力」との比較。

\*3 「女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD」は、前々回調査「内容に関係なく女性の水着姿、裸体や媚びたポーズなどを使用した広告」、「女性のヌード写真などを掲載した雑誌、新聞」、「アダルト・ビデオ、ポルノ雑誌」を合計したものとの比較。

\* 前々回調査の回答条件は【3つまで〇】。

女性に関する人権上の問題点は、「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」(42.5%)、「マタニティ・ハラスメント」(31.5%)、「セクシュアル・ハラスメント」(30.4%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「セクシュアル・ハラスメント」の割合は増加してきている。

また、前回調査より、「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」の割合は増加し、「ドメスティック・バイオレンス」や「女性が多い職場で非正規職員が多い」は減少している。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

＜女性に関する人権問題＞

問6 あなたは、女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

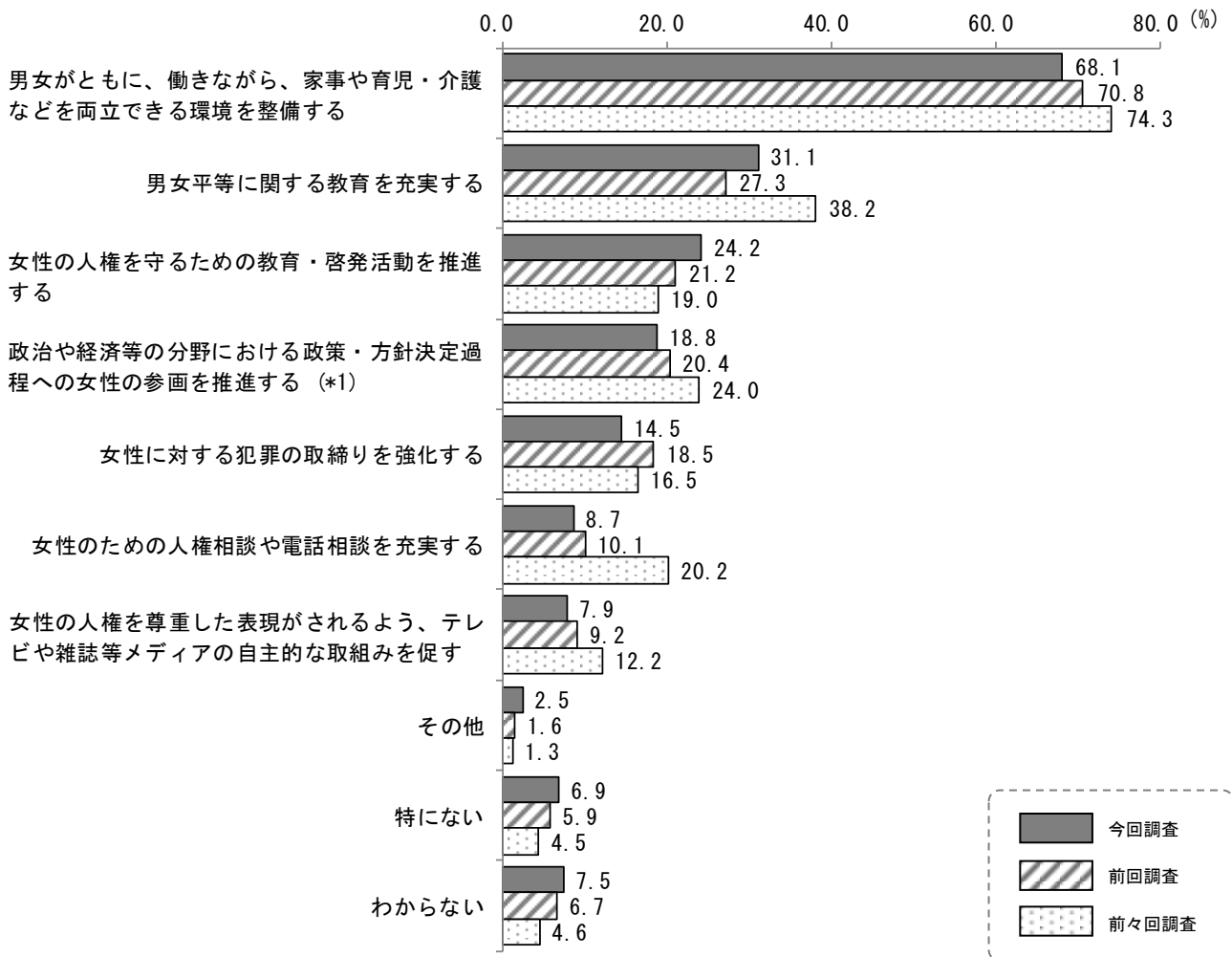
（上位4項目）

平成29年10月（参考）平成24年8月

・職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等）を受けること	50.5%	39.8%
・セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）	42.9%	42.7%
・ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）	35.6%	35.3%
・男女の固定的な役割分担意識（「家事は女性」等）に基づく差別的取扱いを受けること	33.3%	24.2%

◎女性の人権を守るために必要なこと

問3-2 あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)



\*1 「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」は、前々回調査「議員や企業役員など意思・方針決定の場への女性の参画を推進する」との比較。

女性の人権を守るために必要なことは、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」(68.1%)、「男女平等に関する教育を充実する」(31.1%)、「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」(24.2%)の順に高い

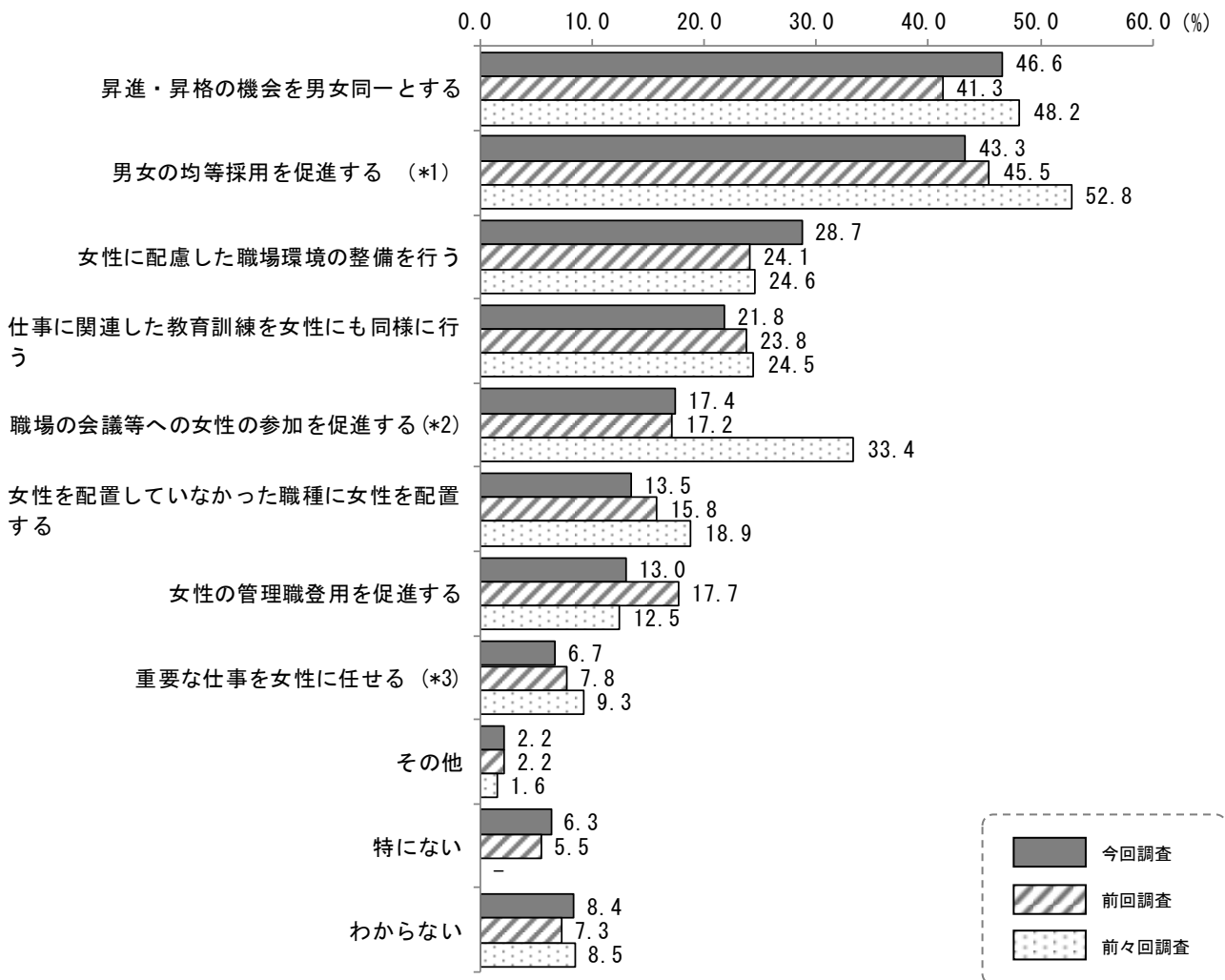
前回、前々回調査と比較すると、「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合は増加してきており、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」や「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」は減少してきている。

また、前回調査より、「男女平等に関する教育を充実する」の割合は増加し、「女性に対する犯罪の取締りを強化する」は減少している。



◎男女の雇用機会均等について

問3-3 あなたは、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)



\*1 「男女の均等採用を促進する」は、前々回調査「募集・採用時に男女平等に採用する」との比較。

\*2 「職場の会議等への女性の参加を促進する」は、前々回調査「職場の会議等には男女ともに参加する」との比較。

\*3 「重要な仕事を女性に任せる」は、前回・前々回調査「これまでより、重要な仕事を女性に任せる」との比較。

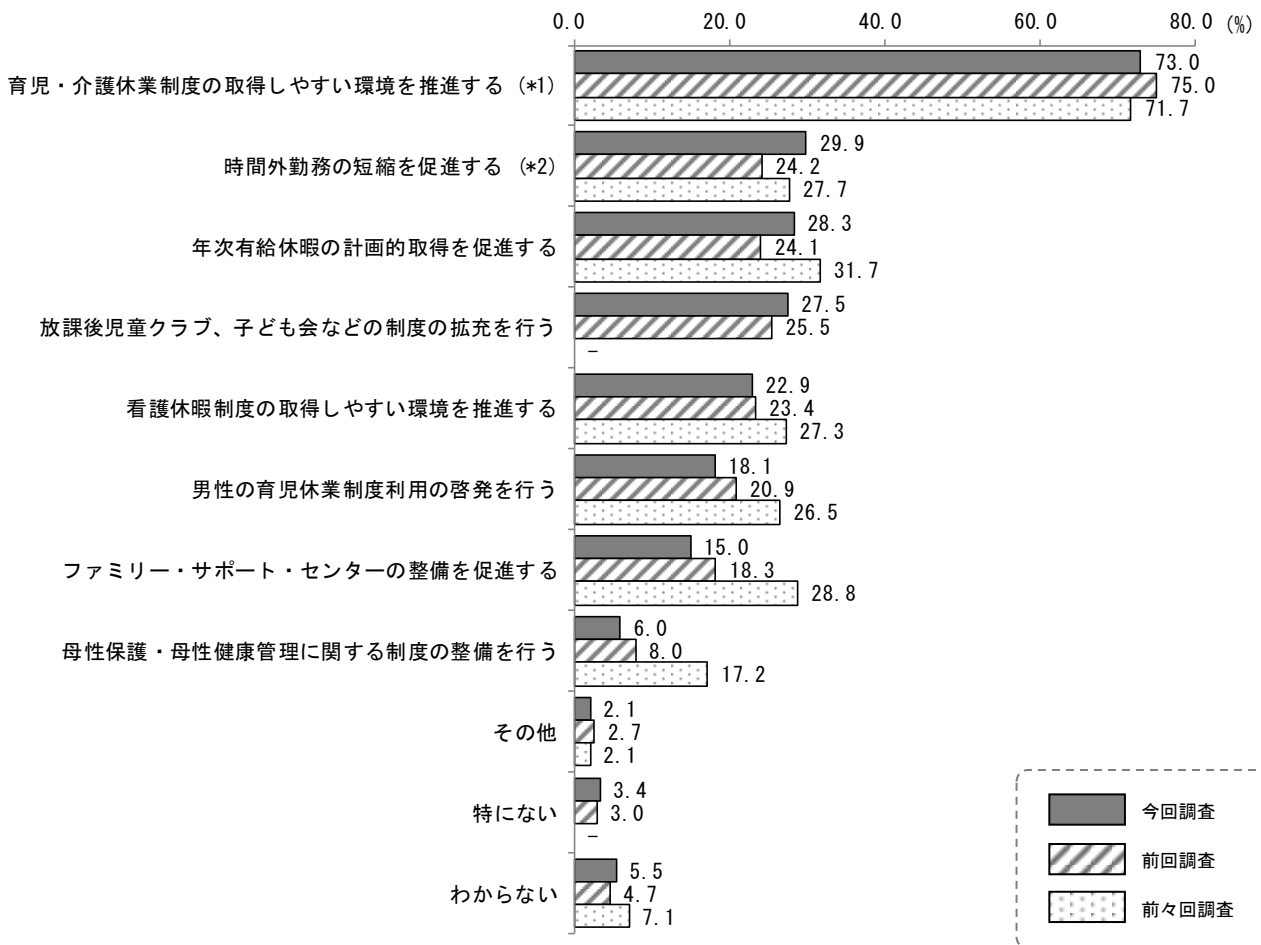
男女の雇用機会均等のために必要なことは、「昇進・昇格の機会を男女同一とする」(46.6%)、「男女の均等採用を促進する」(43.3%)、「女性に配慮した職場環境の整備を行う」(28.7%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「男女の均等採用を促進する」や「仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う」の割合は減少してきている。

また、前回調査より、「昇進・昇格の機会を男女同一とする」や「女性に配慮した職場環境の整備を行う」の割合は増加し、「女性の管理職登用を促進する」は減少している。

◎仕事と家庭の両立について

問3-4 あなたは、仕事と家庭を両立するために行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。(〇は3つまで)



\*1 「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」は、前々回調査「育児・介護休業制度の導入を促進する」との比較。

\*2 「時間外勤務の短縮を促進する」は、前々回調査「所定外労働時間の短縮を促進する」との比較。

仕事と家庭を両立するために行政に求めることは、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」(73.0%)、「時間外勤務の短縮を促進する」(29.9%)、「年次有給休暇の計画的取得を促進する」(28.3%)の順に高い

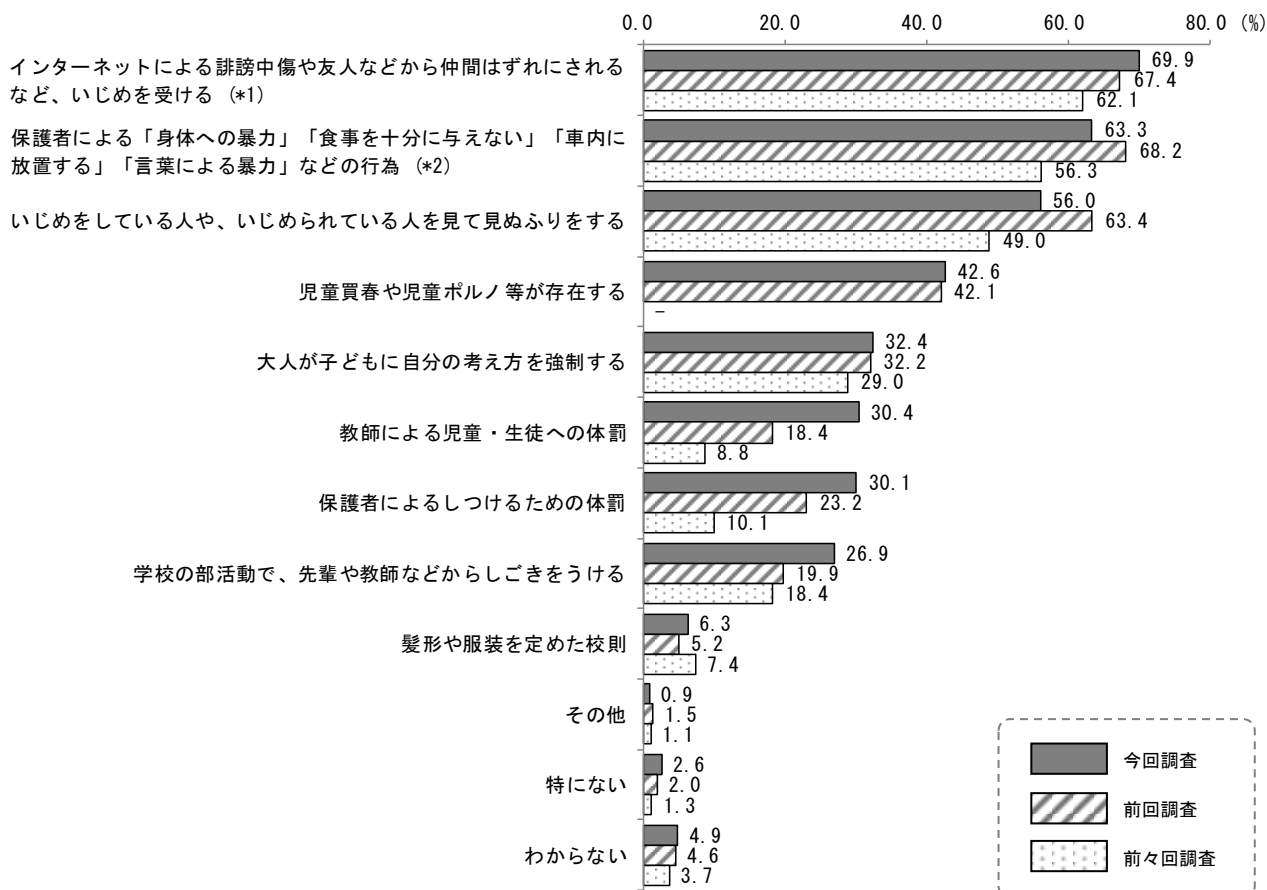
前回、前々回調査と比較すると、「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する」や「男性の育児休業制度利用の啓発を行う」の割合は減少してきている。

また、前回調査より、「時間外勤務の短縮を促進する」や「年次有給休暇の計画的取得を促進する」の割合は増加し、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」は減少している。

## 4 子ども

### ◎子どもに関する人権上の問題点

問4-1 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)



\*1 「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」は、前回・前々回調査「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」との比較。

\*2 「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」は、前々回調査「保護者による子どもへの虐待」との比較。

\* 前々回調査の回答条件は【3つまで〇】。

子どもに関する人権上の問題点は、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」(69.9%)、「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」(63.3%)、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」(56.0%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」や「大人が子どもに自分の考え方を強制する」の割合は増加してきている。

また、前回調査より、「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」や「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」の割合は減少している。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<子どもに関する人権問題>

問7 あなたは、子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

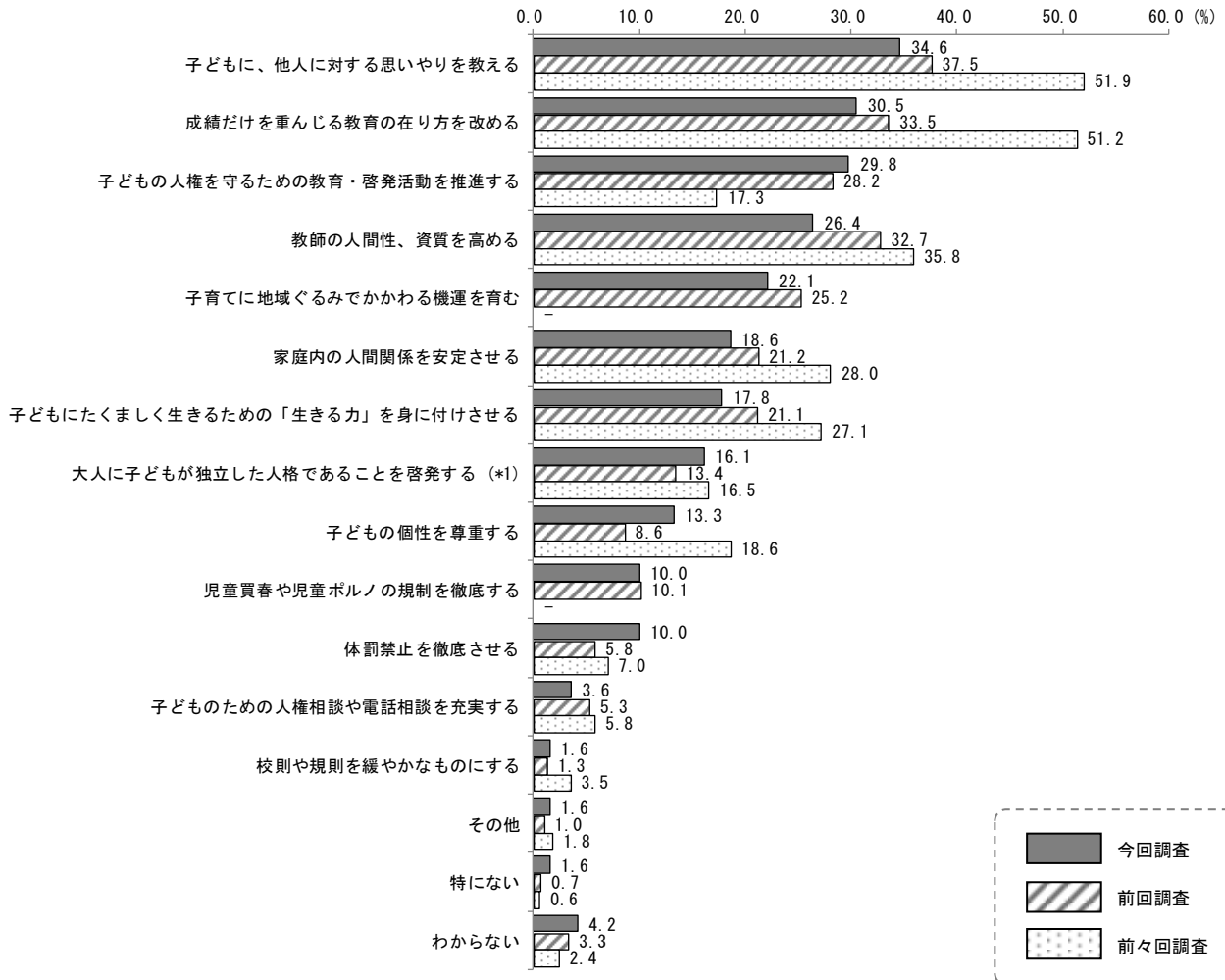
この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位3項目）

	平成29年10月	（参考）平成24年8月
・いじめを受けること	66.9%	76.2%
・虐待を受けること	62.6%	61.0%
・いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする事	52.6%	55.8%

◎子どもの人権を守るために必要なこと

問4-2 あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)



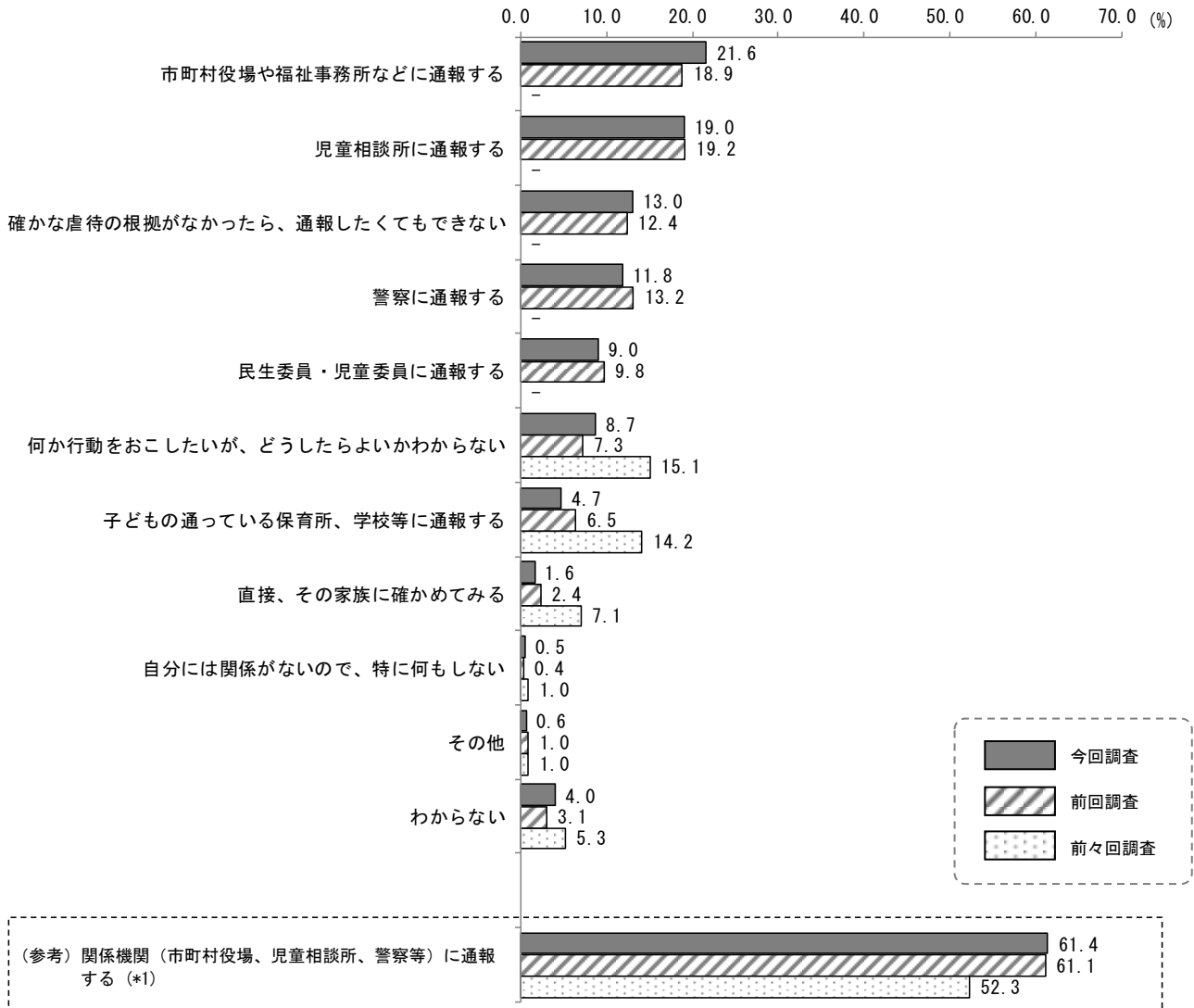
\*1 「大人に子どもが独立した人格であることを啓発する」は、前々回調査「大人に子どもが独立した人格であることを教育する」との比較。

子どもの人権を守るために必要なことは、「子どもに、他人に対する思いやりを教える」(34.6%)、「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」(30.5%)、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」(29.8%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合は増加してきており、「子どもに、他人に対する思いやりを教える」「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」「教師の人間性、資質を高める」は減少してきている。

◎子どもが虐待されていると知った場合の対応

問4-3 近所の子どもが虐待されていると知った場合(疑いをもった場合)あなたはどうしますか。(○は1つだけ)



\*1 「市町村役場や福祉事務所などに通報する」、「児童相談所に通報する」、「警察に通報する」、「民生委員・児童委員に通報する」を合計したものと、前々回調査「児童相談所や福祉事務所、警察、民生・児童委員などに連絡する」との比較。

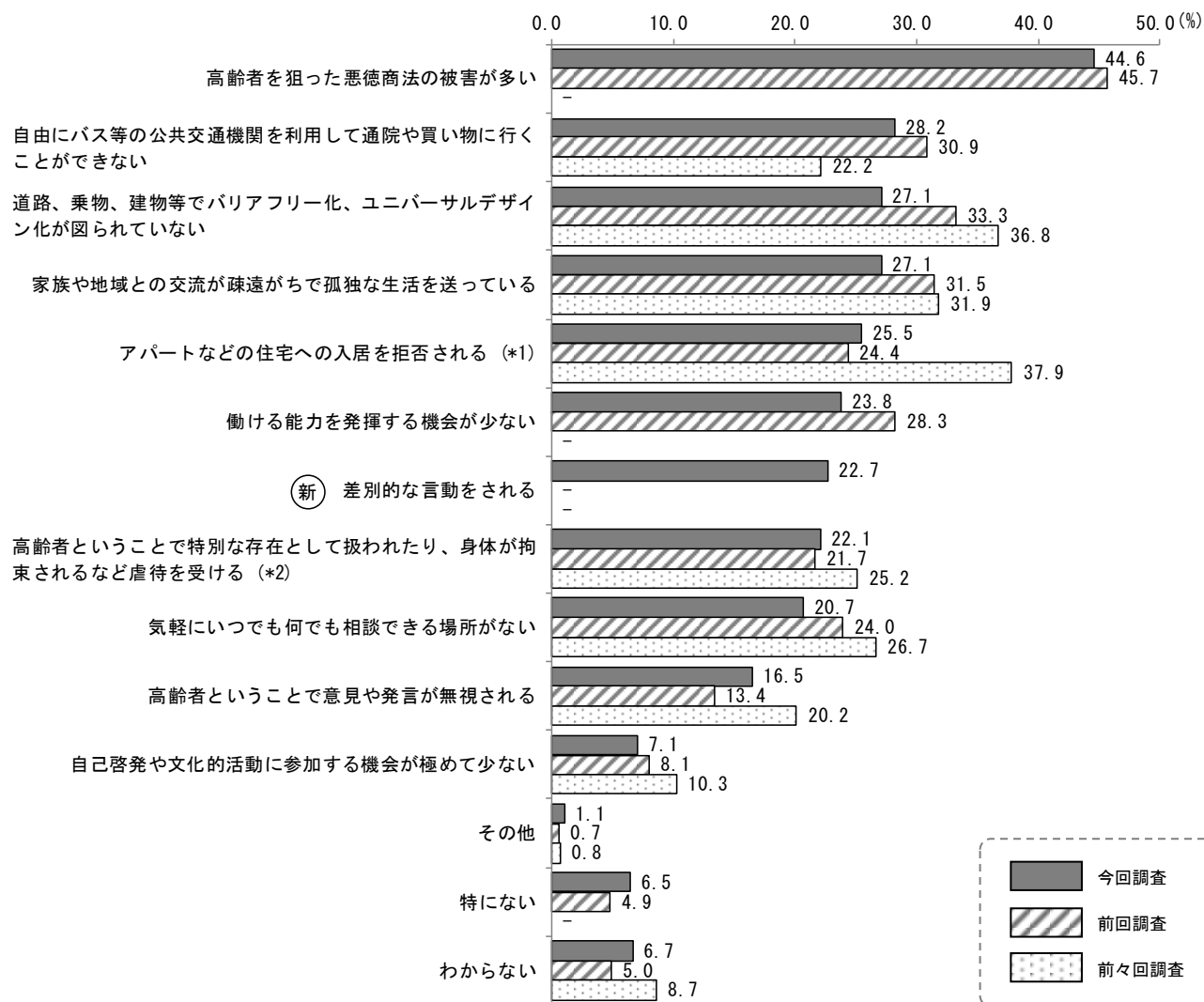
子どもが虐待されていると知った場合の対応は、「市町村役場や福祉事務所などに通報する」(21.6%)、「児童相談所に通報する」(19.0%)、「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」(13.0%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「(参考) 関係機関(市町村役場、児童相談所、警察等)に通報する」の割合は増加してきており、「子どもの通っている保育所、学校等に通報する」や「直接、その家族に確かめてみる」は減少してきている。

## 5 高齢者

### ◎高齢者に関する人権上の問題点

問5-1 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)



\*1 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、前回調査「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」、前々回調査「アパートなどへの入居や就労が高齢者というだけで制限されること」との比較。

\*2 「高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」は、前回・前々回調査「高齢者（特に認知症高齢者）ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」との比較。

\* 前々回調査の回答条件は【3つまで〇】。

高齢者に関する人権上の問題点は、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」(44.6%)、「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」(28.2%)、「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」(27.1%)の順で高い

前回、前々回調査と比較すると、「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」や「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」の割合は減少してきている。また、前回調査より、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」や「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」は減少している。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

＜高齢者に関する人権問題＞

問 8 あなたは、高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

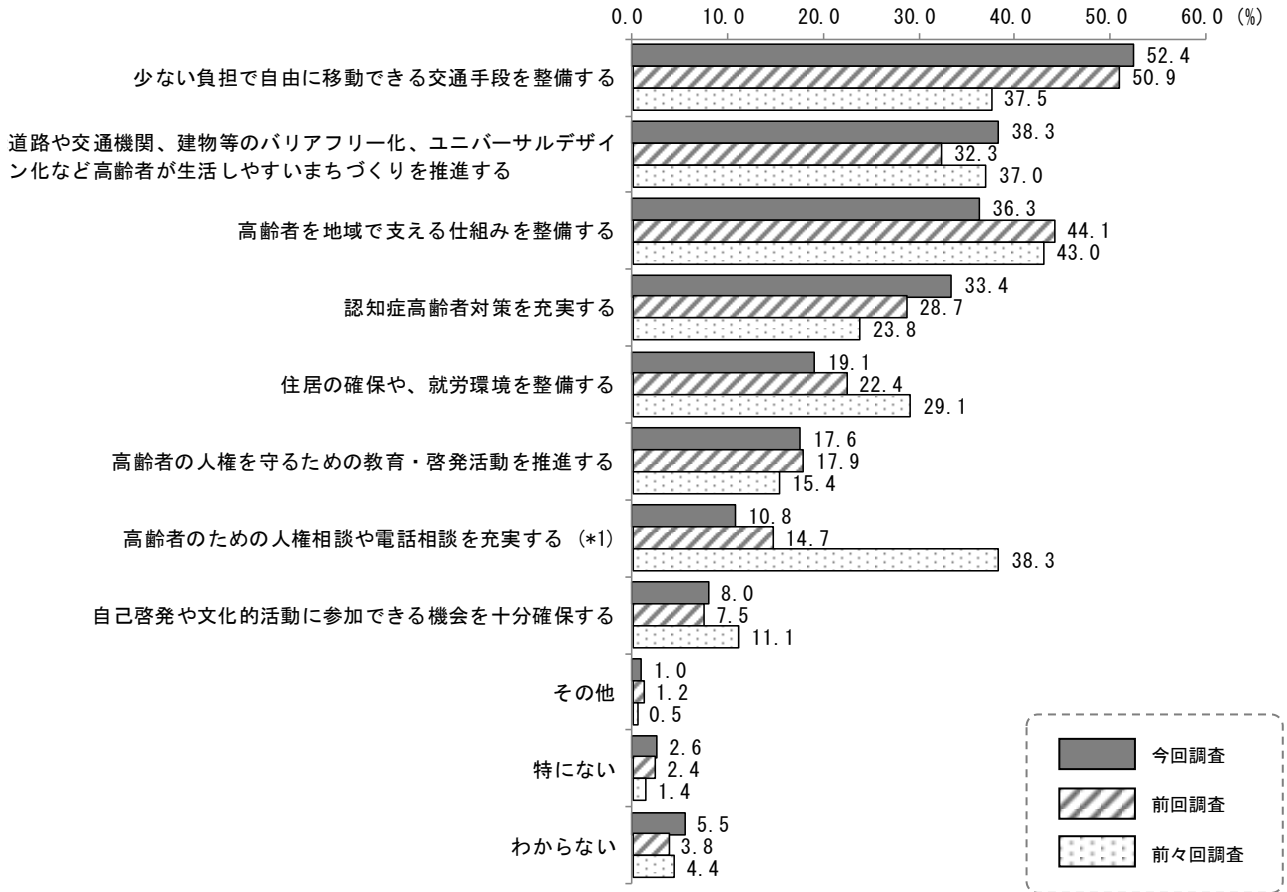
（上位 6 項目）

	平成 29 年 10 月	（参考）平成 24 年 8 月
・ 悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと	55.0%	50.6%
・ 病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること	38.7%	30.0%
・ 経済的に自立が困難なこと	37.8%	40.6%
・ 働く能力を発揮する機会が少ないこと	32.7%	39.3%
・ 家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待を受けること	29.5%	24.6%
・ 高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされること	29.2%	31.0%



◎高齢者の人権を守るために必要なこと

問5-2 あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)



\*1 「高齢者のための人権相談や電話相談を充実する」は、前々回調査「気軽にいつでも何でも相談できる体制を整備する」との比較。

高齢者の人権を守るために必要なことは、「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」(52.4%)、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」(38.3%)、「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」(36.3%)の順で高い

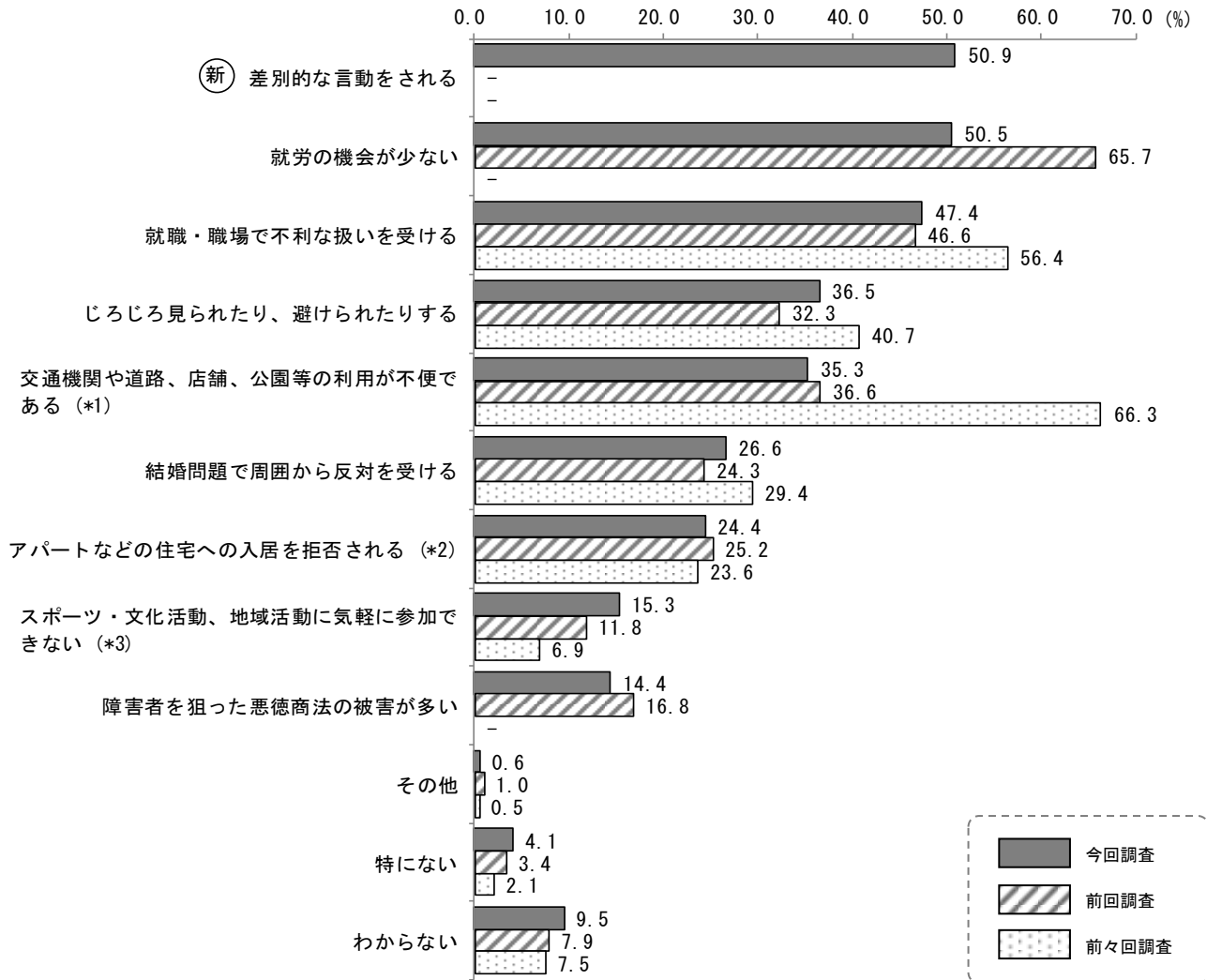
前回、前々回調査と比較すると、「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」や「認知症高齢者対策を充実する」の割合は増加してきており、「住居の確保や、就労環境を整備する」や「高齢者のための人権相談や電話相談を充実する」は減少してきている。

また、前回調査より、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」の割合は増加し、「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」は減少している。

## 6 障害者

### ◎障害者に関する人権上の問題点

問6-1 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)



\*1 「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」は、前々回調査「外出時に道路、店舗、公園等の利用が不便なこと」、「外出時に交通機関の利用が不便なこと」を合計したものと比較。

\*2 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、前回・前々回調査「アパートなどの住宅への入居が困難である」との比較。

\*3 「スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できない」は、前回・前々回調査「スポーツ・文化活動・地域活動に参加できない」との比較。

\* 前々回調査の回答条件は【3つまで〇】。

障害者に関する人権上の問題点は、「差別的な言動をされる」(50.9%)、「就労の機会が少ない」(50.5%)、「就職・職場で不利な扱いを受ける」(47.4%)の順で高い

前回、前々回調査と比較すると、「スポーツ・文化活動、地域活動に気軽に参加できない」は増加してきており、「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」の割合は減少してきている。

また、前回調査より、「就職・職場で不利な扱いを受ける」や「じろじろ見られたり、避けられたりする」は増加し、「就労の機会が少ない」は減少している。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

＜障害者に関する人権問題＞

問9 あなたは、障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

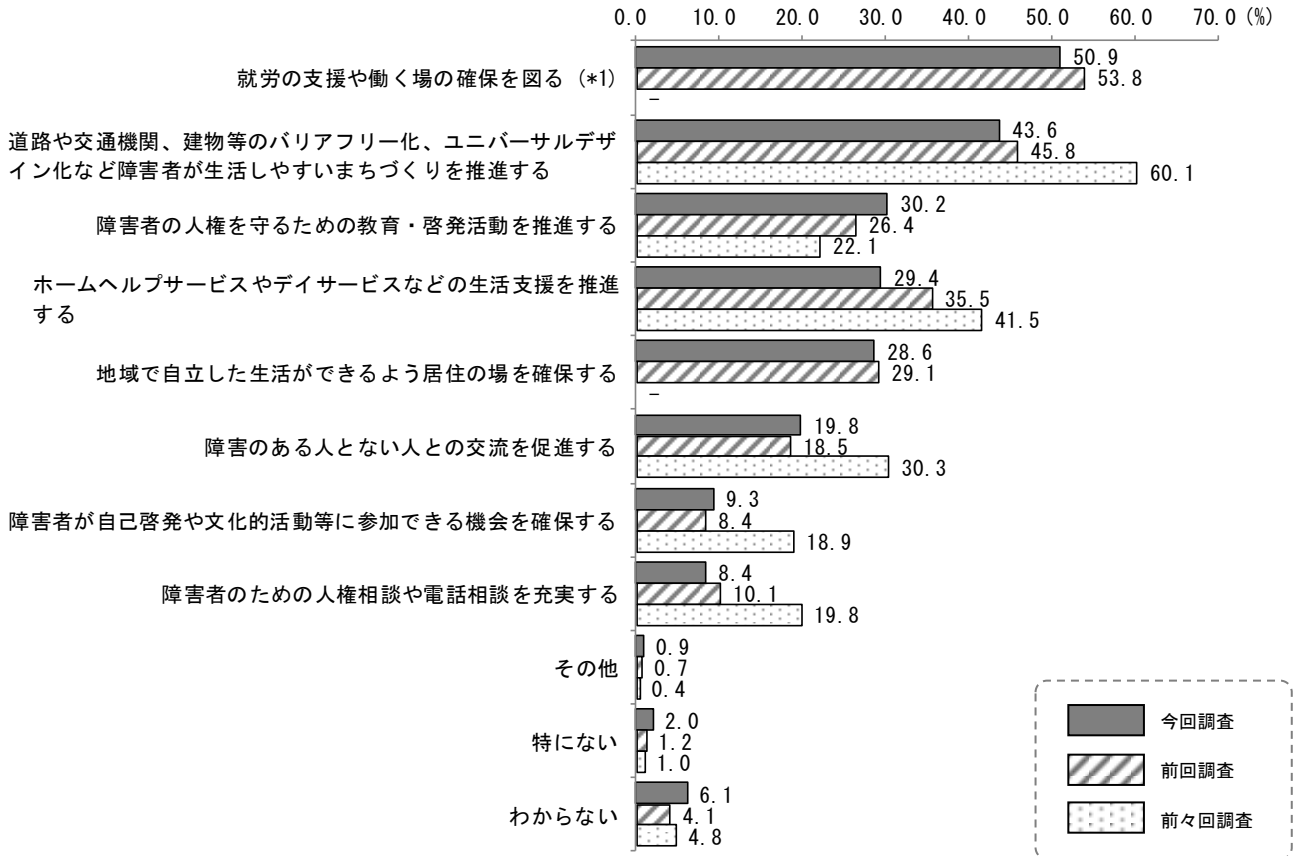
この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位4項目）

	平成29年10月	（参考）平成24年8月
・就職・職場で不利な扱いを受けること	49.9%	47.0%
・差別的な言動をされること	48.7%	39.8%
・じろじろ見られたり、避けられたりすること	47.6%	44.7%
・職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	45.6%	35.5%

◎障害者の人権を守るために必要なこと

問6-2 あなたは、障害者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)



\*1 前々回調査では、「住居の確保や、就労環境を整備する」が43.6%。

障害者の人権を守るために必要なことは、「就労の支援や働く場の確保を図る」(50.9%)、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」(43.6%)、「障害者の人権を守る教育・啓発活動を推進する」(30.2%)の順で高い

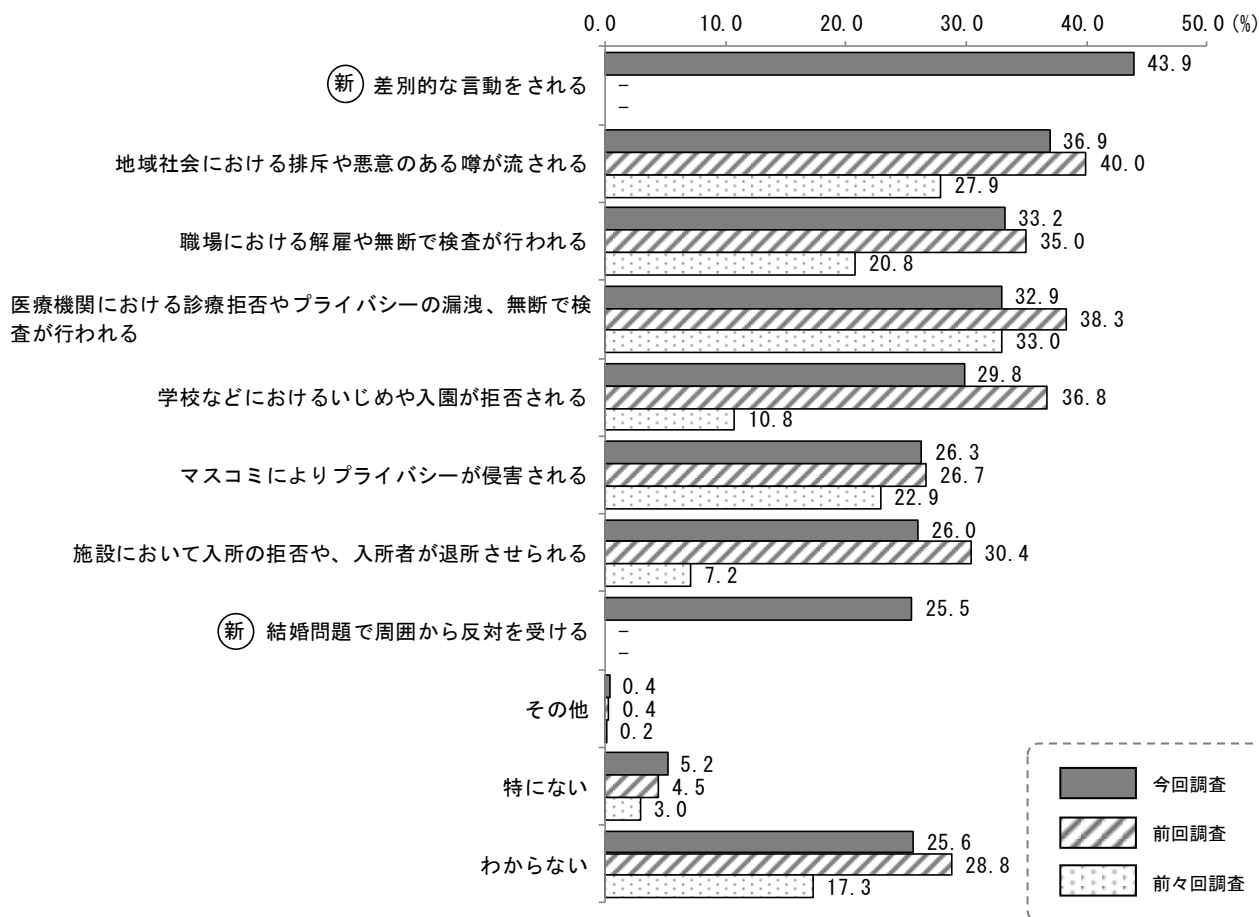
前回、前々回調査と比較すると、「障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合は増加してきており、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」や「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する」は減少してきている。

また、前回調査より、「障害のある人とない人との交流を促進する」は増加し、「就労の支援や働く場の確保を図る」は減少している。

## 7 エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等

### ◎エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点

問7-1 エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)



\* 前々回調査の回答条件は【2つまで〇】。

エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点は、「差別的な言動をされる」(43.9%)、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」(36.9%)、「職場における解雇や無断で検査が行われる」(33.2%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」や「職場における解雇や無断で検査が行われる」などの割合は、前回より減少しているが、前々回よりは増加している。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<H I V感染者等に関する人権問題>

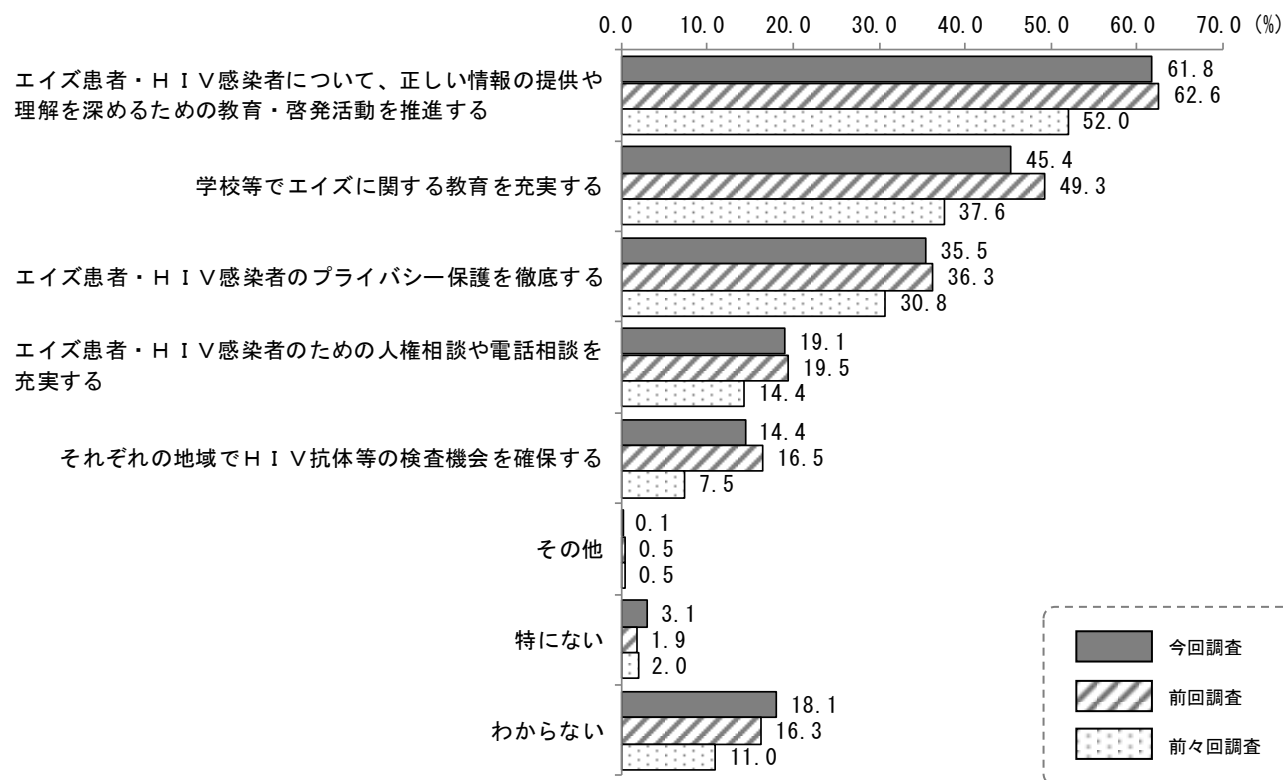
問 14 あなたは、エイズ患者・H I V感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位 4 項目）

	平成 29 年 10 月	（参考）平成 24 年 8 月
・ 結婚問題で周囲の反対を受けること	48.9%	41.6%
・ 差別的な言動をされること	37.7%	30.7%
・ 就職・職場で不利な扱いを受けること	34.5%	29.9%
・ 治療や入院を断られること	19.2%	19.7%

◎エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために必要なこと

問7-2 あなたは、エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)



\* 前々回調査の回答条件は【2つまで〇】。

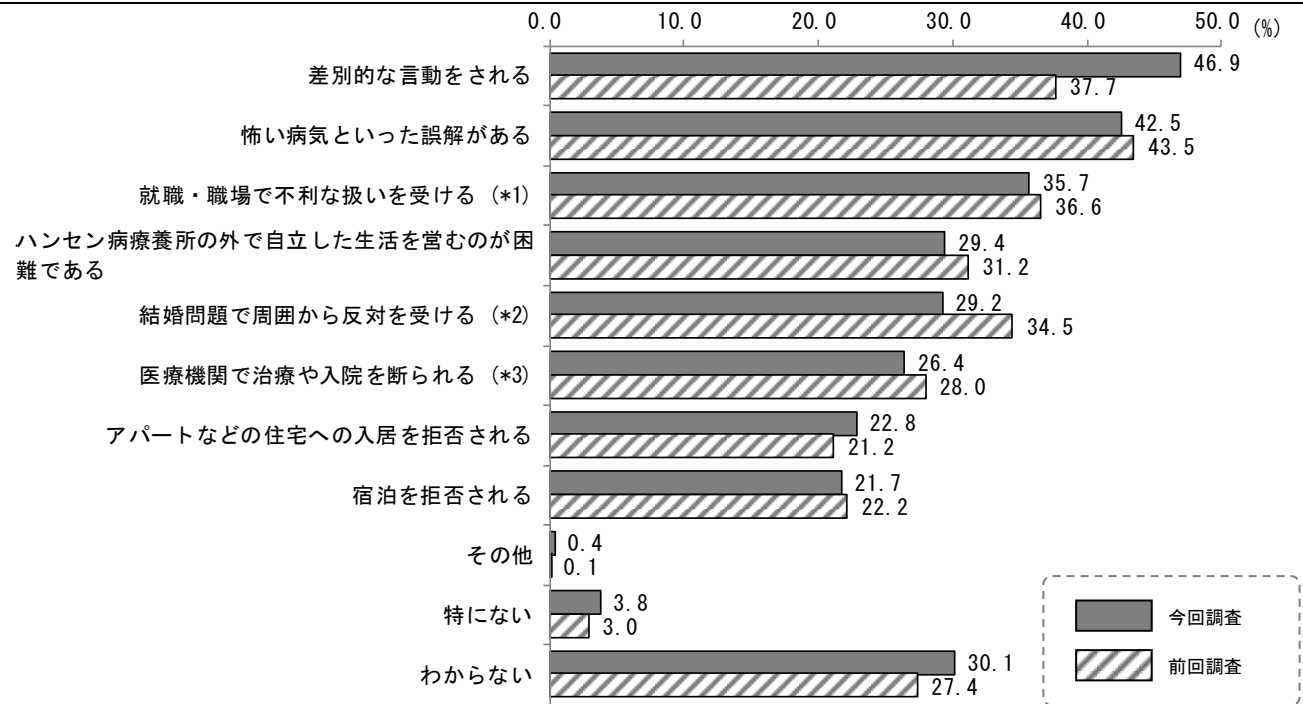
エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために必要なことは、「エイズ患者・H I V感染者について、正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」(61.8%)、「学校等でエイズに関する教育を充実する」(45.4%)、「エイズ患者・H I V感染者のプライバシー保護を徹底する」(35.5%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「わからない」の割合は増加してきている。

また、「エイズ患者・H I V感染者について、正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」や「学校等でエイズに関する教育を充実する」などの割合は、前回調査より減少しているが、前々回調査よりは増加している。

◎ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点

問7-3 ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)



\*1 「就職・職場で不利な扱いを受ける」は、前回調査「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」との比較。

\*2 「結婚問題で周囲から反対を受ける」は、前回調査「家族等の結婚問題で周囲が反対をする」との比較。

\*3 「医療機関で治療や入院を断られる」は、前回調査「医療機関で治療や入院を断る」との比較。

ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点は、「差別的な言動をされる」(46.9%)、「怖い病気といった誤解がある」(42.5%)、「就職・職場で不利な扱いを受ける」(35.7%)の順に高い

前回調査と比較すると、「差別的な言動をされる」や「わからない」の割合は増加し、「怖い病気といった誤解がある」や「就職・職場で不利な扱いを受ける」は減少している。

【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<ハンセン病患者等に関する人権問題>

問15 あなたは、ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

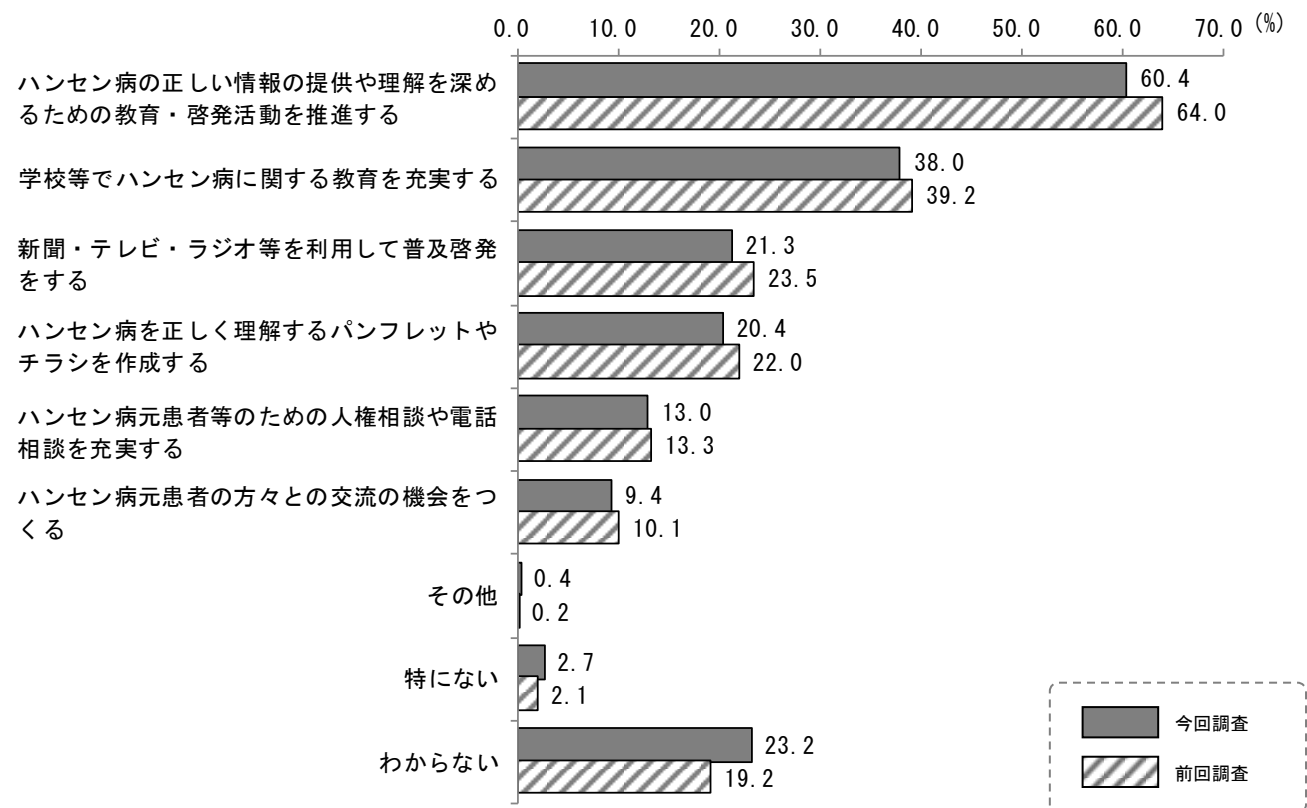
(上位6項目)

	平成29年10月	(参考)平成24年8月
・ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと	31.7%	32.1%
・差別的な言動をされること	29.0%	22.3%
・結婚問題で周囲の反対を受けること	28.2%	25.1%
・就職・職場で不利な扱いを受けること	27.0%	21.1%
・じろじろ見られたり、避けられたりすること	26.3%	24.1%
・職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	24.4%	16.3%



◎ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと

問7-4 あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)



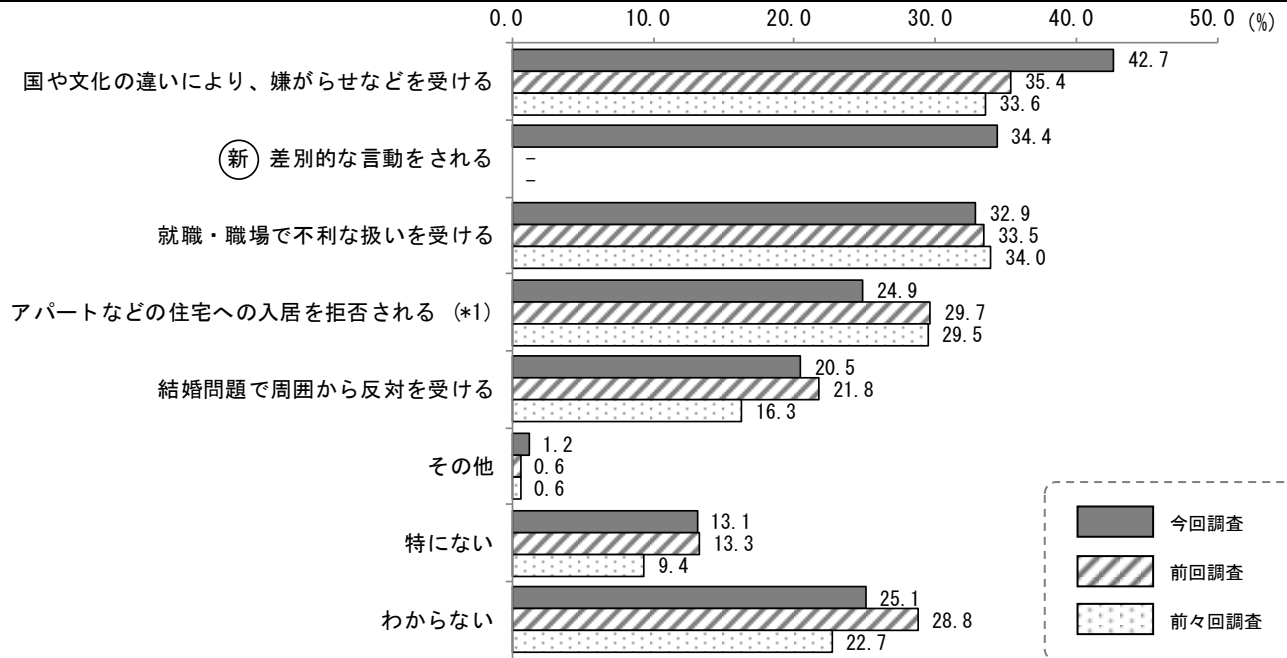
ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なことは、「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」(60.4%)、「学校等でハンセン病に関する教育を充実する」(38.0%)、「新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする」(21.3%)の順に高い

前回調査と比較すると、「わからない」の割合は増加し、そのほかの選択肢の「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」や「学校等でハンセン病に関する教育を充実する」などは減少している。

## 8 外国人

### ◎外国人に関する人権上の問題点

問 8 - 1 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。  
(○はいくつでも)



\*1 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、前回・前々回調査「アパートなどの住宅への入居が困難である」との比較。

\* 前々回調査の回答条件は【2つまで○】。

外国人に関する人権上の問題点は、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」(42.7%)、「差別的な言動をされる」(34.4%)、「就職・職場で不利な扱いを受ける」(32.9%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」の割合は増加してきており、「就職・職場で不利な扱いを受ける」は減少してきている。

また、前回調査より、「アパートなどの住宅への入居を拒否される」や「結婚問題で周囲から反対を受ける」の割合は減少している。

#### 【参考】全国調査 (内閣府 人権擁護に関する世論調査)

#### <外国人に関する人権問題>

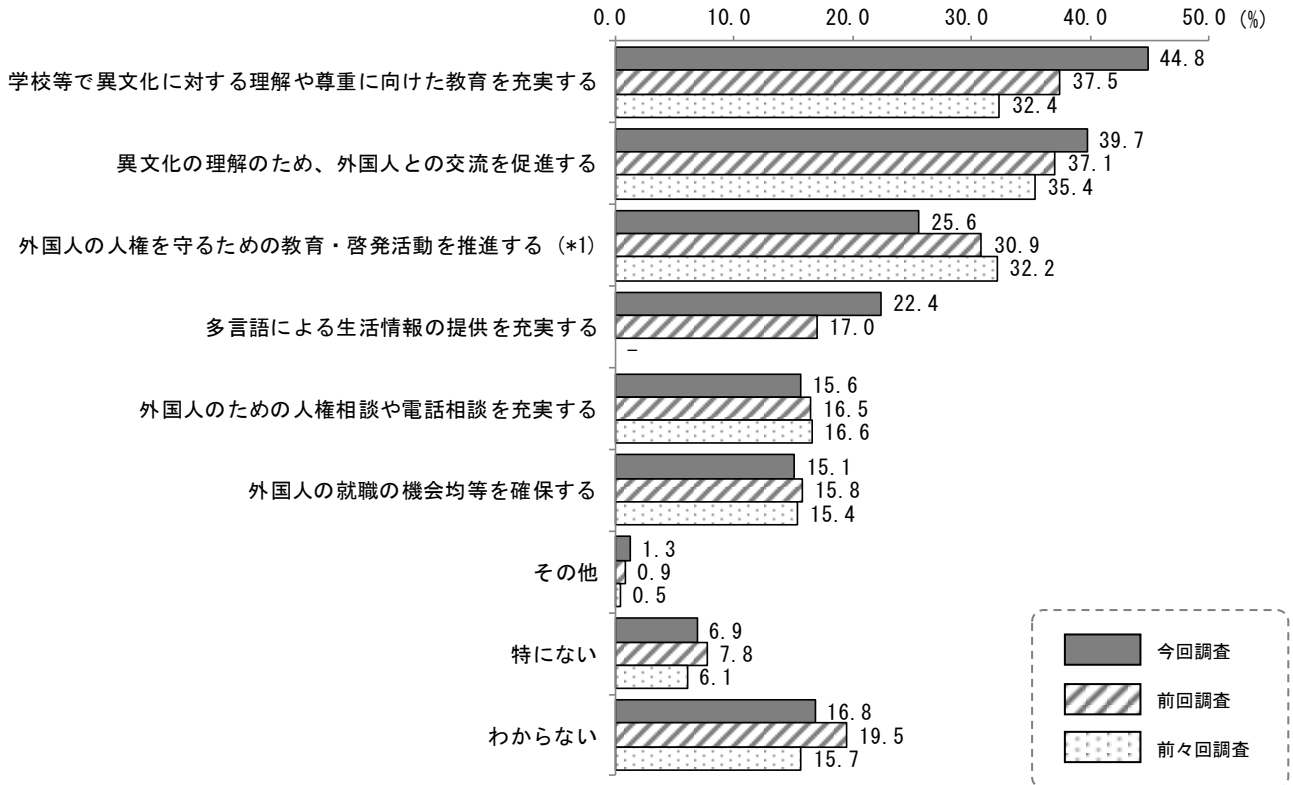
問 12 あなたは、日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位 5 項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成 24 年 8 月
・風習や習慣等の違いが受け入れられないこと	41.3%	34.8%
・就職・職場で不利な扱いを受けること	30.9%	25.9%
・アパート等への入居を拒否されること	24.6%	24.9%
・差別的な言動をされること	22.4%	15.0%
・職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	20.6%	12.9%

◎外国人の人権を守るために必要なこと

問8-2 あなたは、外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)



\*1 「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」は、前回調査「外国人の持つ異文化に対する理解のため県民に向けた教育・啓発活動を推進する」、前々回調査「外国人の持つ異文化に対する理解や人権尊重に向けた啓発活動を推進する」との比較。

\* 前々回調査の回答条件は【2つまで〇】。

外国人の人権を守るために必要なことは、「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」(44.8%)、「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」(39.7%)、「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」(25.6%)の順に高い

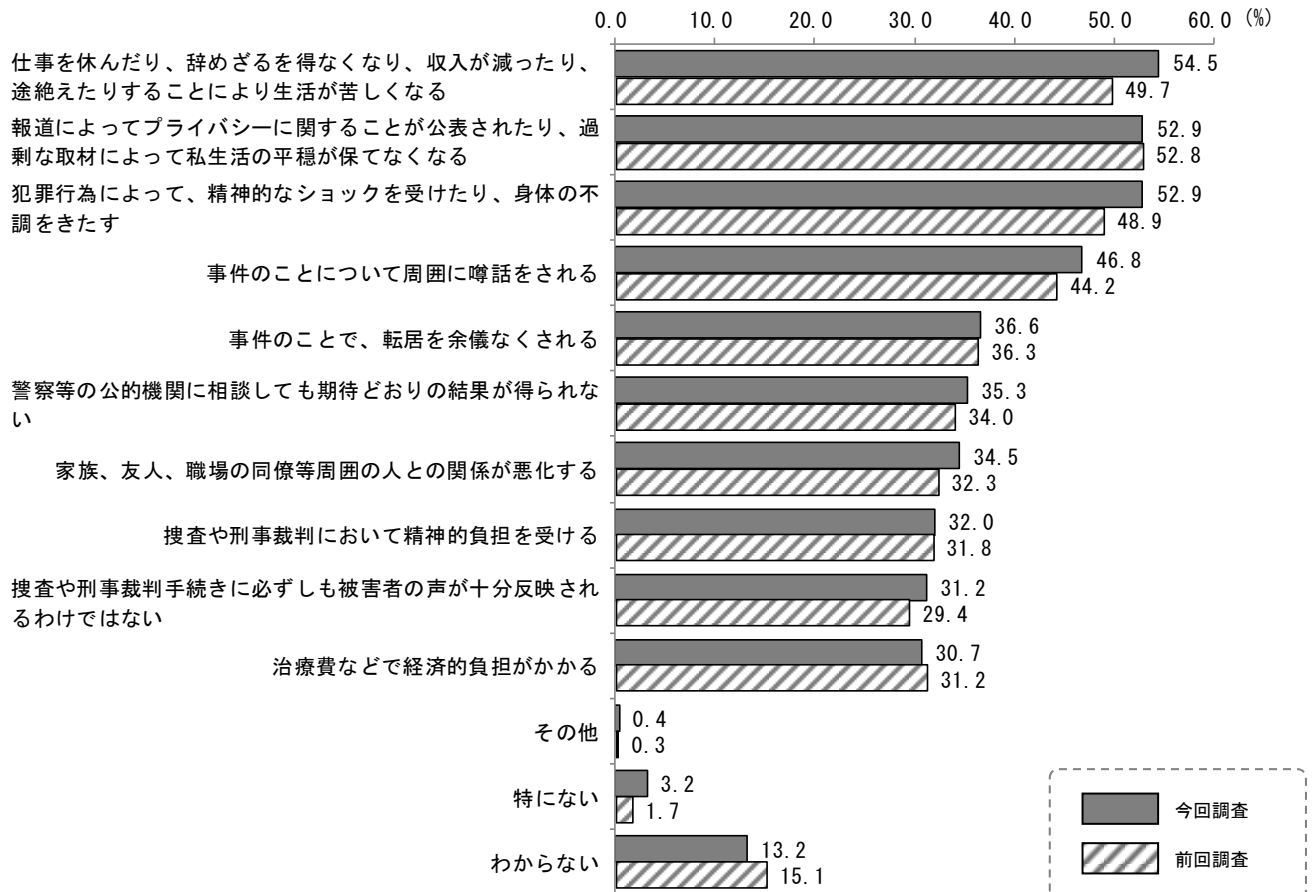
前回、前々回調査と比較して、「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」や「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」の割合は増加してきており、「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」は減少してきている。

また、前回調査より、「多言語による生活情報の提供を充実する」の割合は増加している。

## 9 犯罪被害者等

### ◎犯罪被害者等に関する人権上の問題点

問9-1 犯罪被害者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)



犯罪被害者等に関する人権上の問題点は、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」(54.5%)、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」(52.9%)、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」(52.9%)の順に高い

前回調査と比較すると、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」「事件のことについて周囲に噂話をされる」の割合は増加しているが、そのほかの選択肢はあまり変化が見られない。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

＜犯罪被害者等に関する人権問題＞

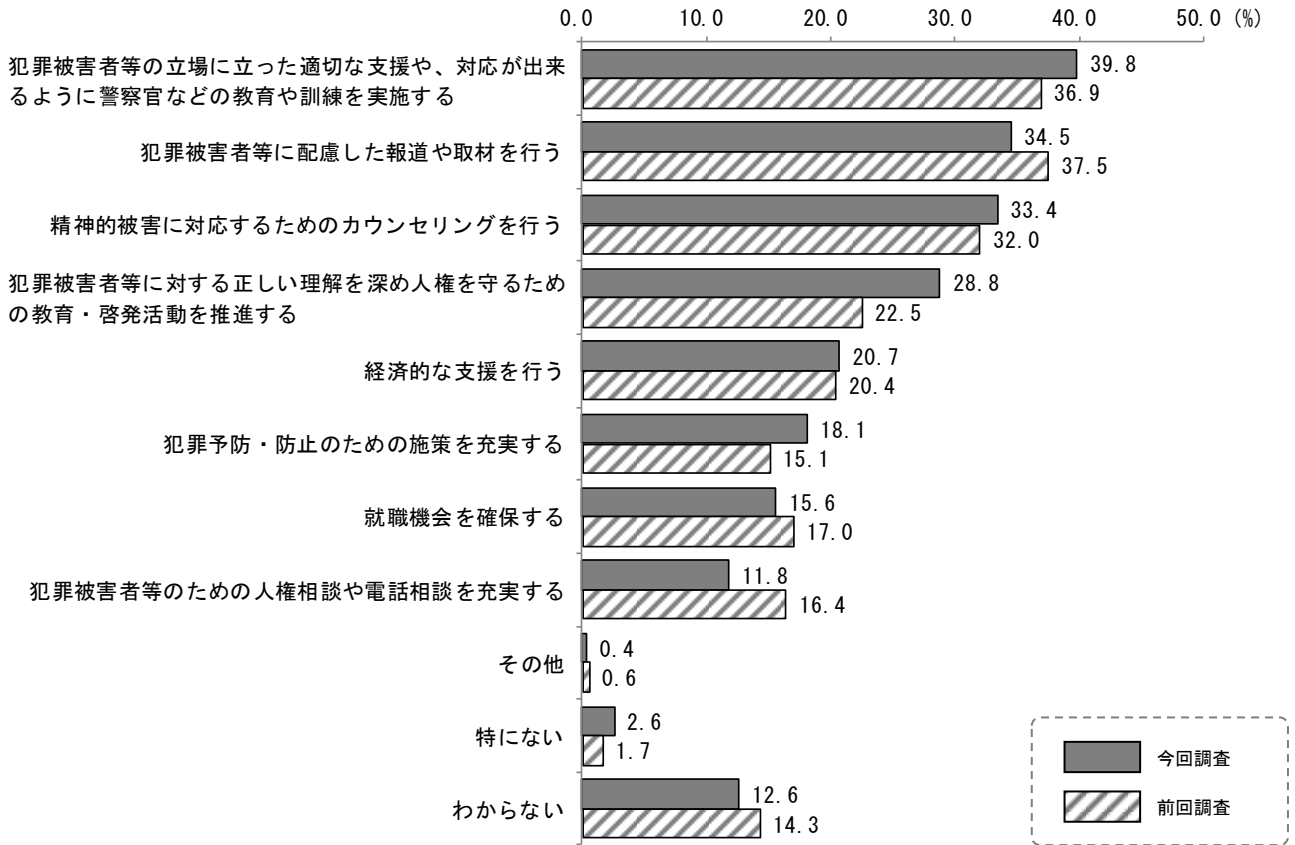
問 16 あなたは、犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。  
この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位 4 項目）

	平成 29 年 10 月	（参考）平成 24 年 8 月
・ 事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること	59.8%	53.9%
・ 犯罪行為によって精神的なショックを受けること	59.3%	50.9%
・ 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、 取材によって私生活の平穏が保てなくなること	54.0%	58.3%
・ 警察に相談しても期待どおりの対応が得られないこと	46.5%	47.5%

◎犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと

問9-2 あなたは、犯罪被害者等の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。  
(○は3つまで)



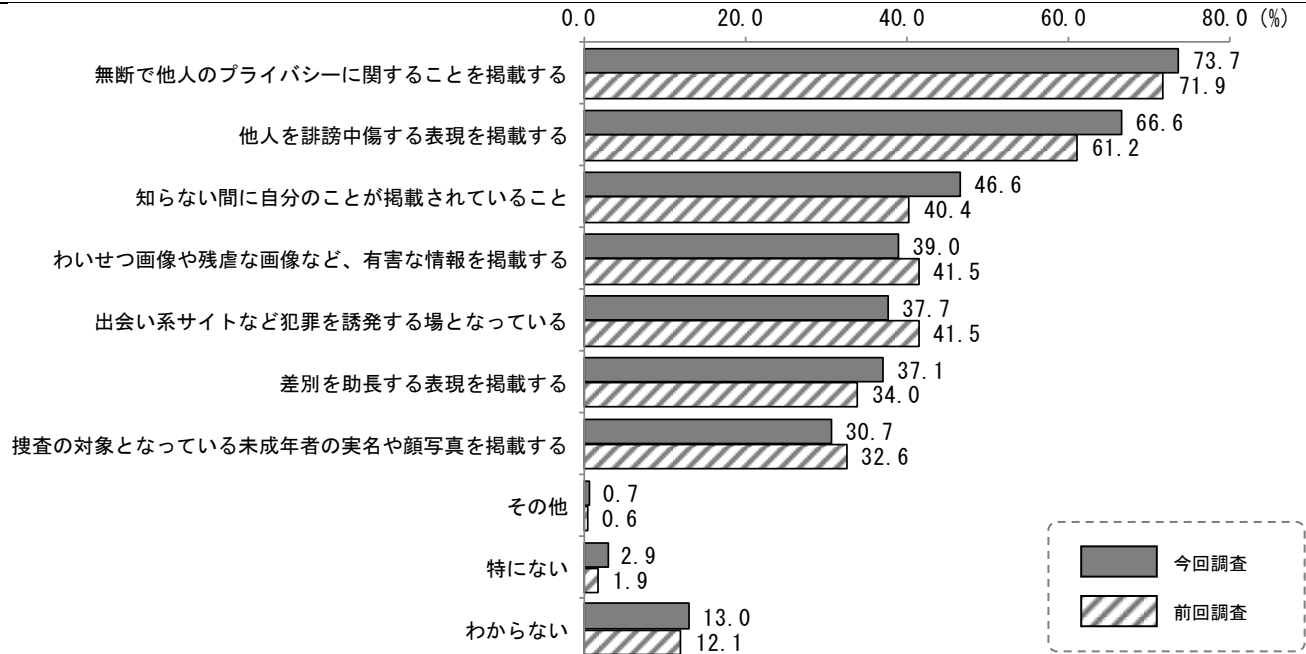
犯罪被害者等の人権を守るために必要なことは、「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」(39.8%)、「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」(34.5%)、「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」(33.4%)の順に高い

前回調査と比較すると、「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」や「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」の割合は増加し、「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」は減少している。

## 10 インターネットによる人権侵害

### ◎インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点

問10-1 インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)



インターネットに関する人権上の問題点は、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」(73.7%)、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」(66.6%)、「知らない間に自分のことが掲載されていること」(46.6%)の順に高い

前回調査と比較すると、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」や「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」の割合は増加し、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」や「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」は減少している。

#### 【参考】全国調査 (内閣府 人権擁護に関する世論調査)

#### <インターネットによる人権侵害に関する人権問題>

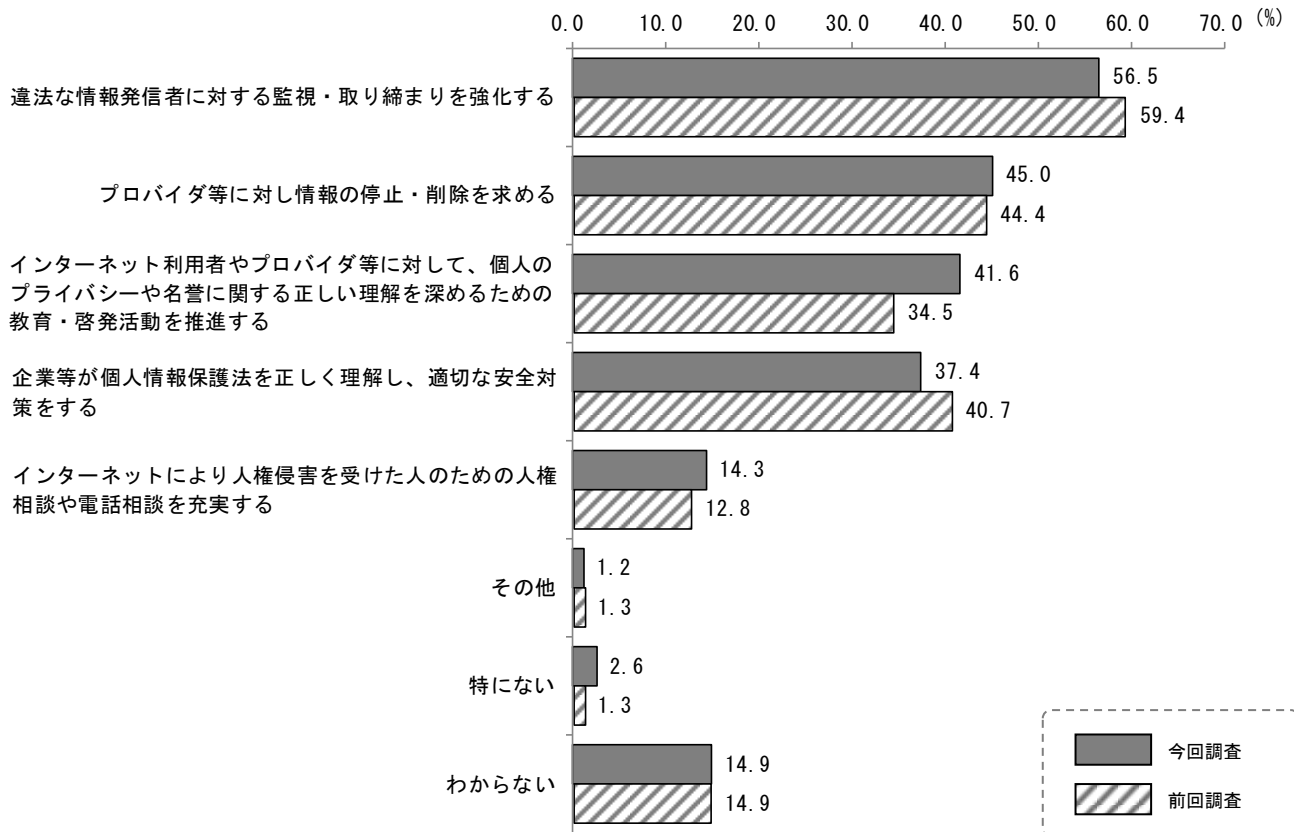
問17 あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

	平成29年10月	(参考)平成24年8月
・他人を誹謗中傷する情報が掲載されること	62.9%	57.7%
・プライバシーに関する情報が掲載されること	53.4%	49.8%
・ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること	49.0%	42.9%
・他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること	39.6%	30.6%

◎インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと

問10-2 あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためにはどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことは、「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」(56.5%)、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」(45.0%)、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」(41.6%)の順に高い

前回調査と比較すると、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」や「インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する」の割合は増加し、「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」や「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする」は減少している。

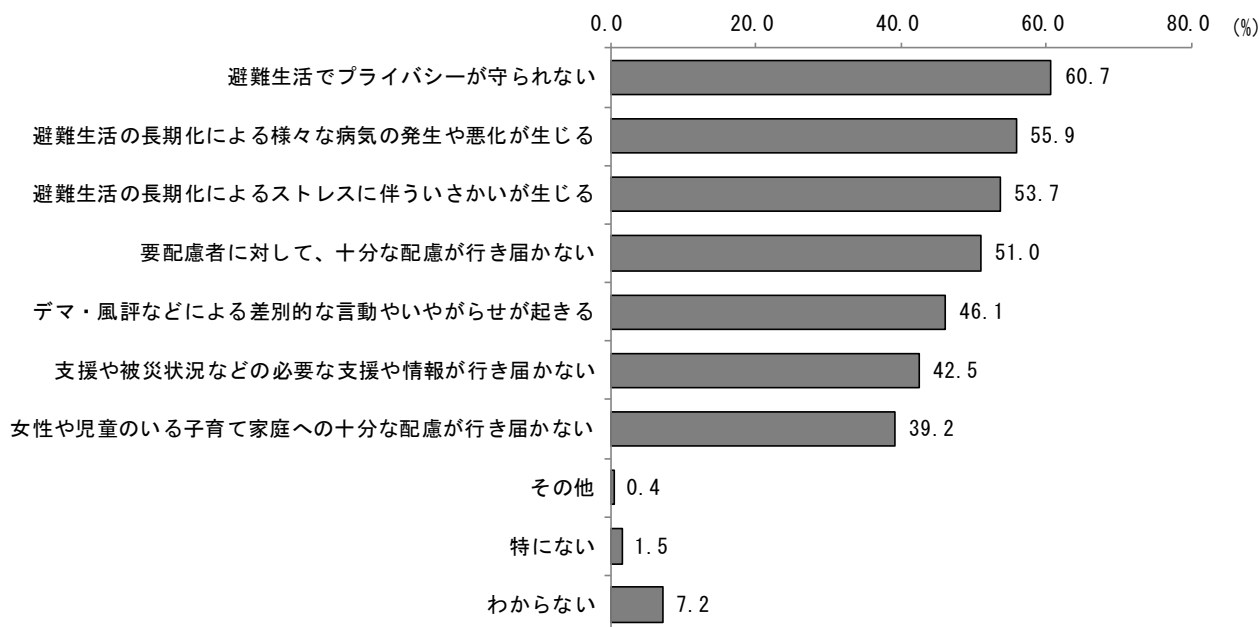
また、「プロバイダ等に対する情報の停止・削除を求める」の割合は、あまり変化が見られない。



## 11 災害と人権

### ◎地震など災害が起きた場合の人権上の問題点 **新**

問 11-1 地震など災害が起きた場合に、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。  
(〇はいくつでも)



災害が起きた場合の人権上の問題点は、「避難生活でプライバシーが守られない」(60.7%)、「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる」(55.9%)、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる」(53.7%)の順に高い

#### 【参考】全国調査 (内閣府 人権擁護に関する世論調査)

##### <東日本大震災に伴う人権問題>

問 21 あなたは、東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。

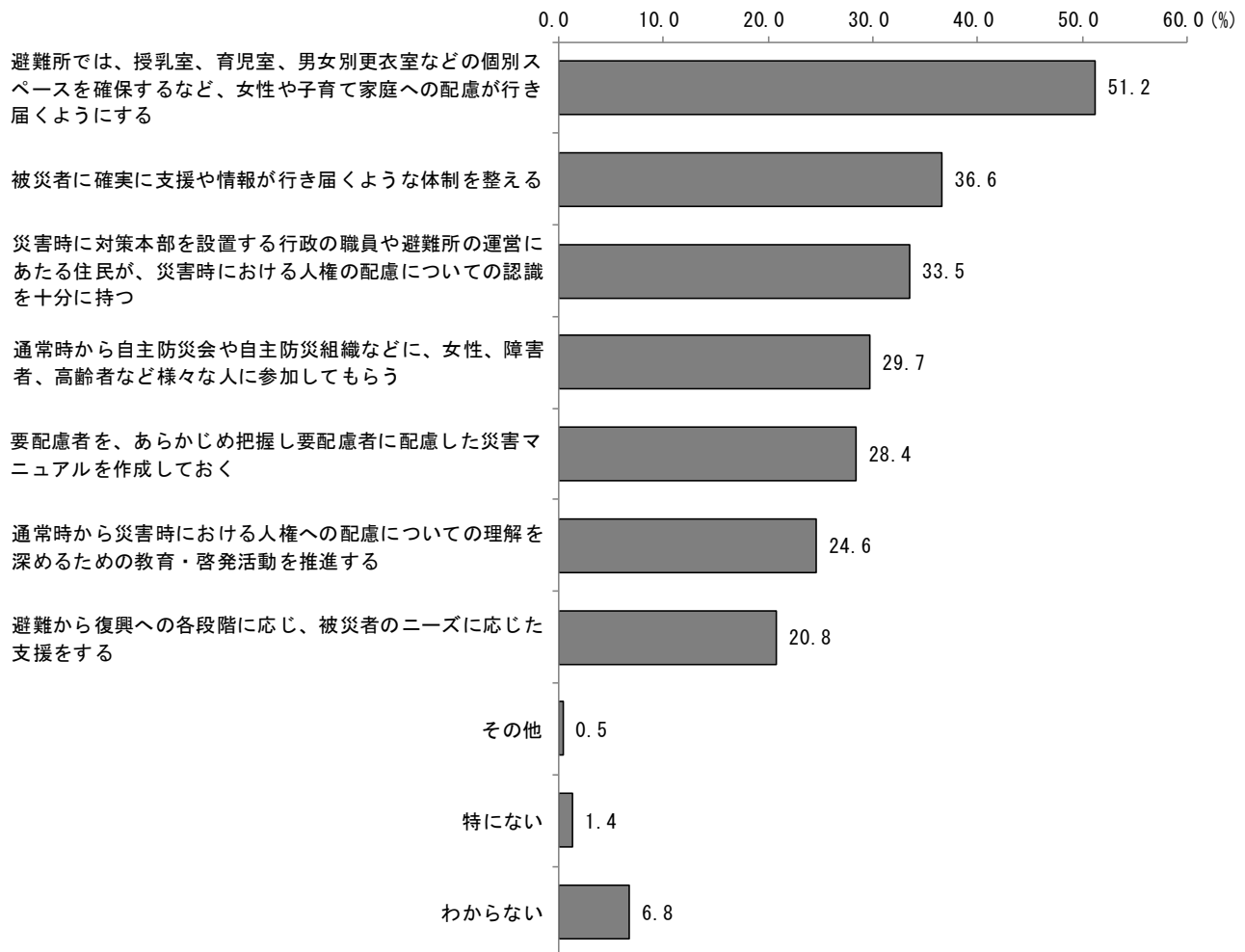
(複数回答)

(上位4項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成 24 年 8 月
・避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待	61.4%	64.9%
・学校、幼稚園等で嫌がらせやいじめを受けること	58.9%	-
・差別的な言動をされること	40.2%	22.2%
・職場で嫌がらせやいじめを受けること	29.6%	-

◎地震など災害時において人権に配慮するために必要なこと **新**

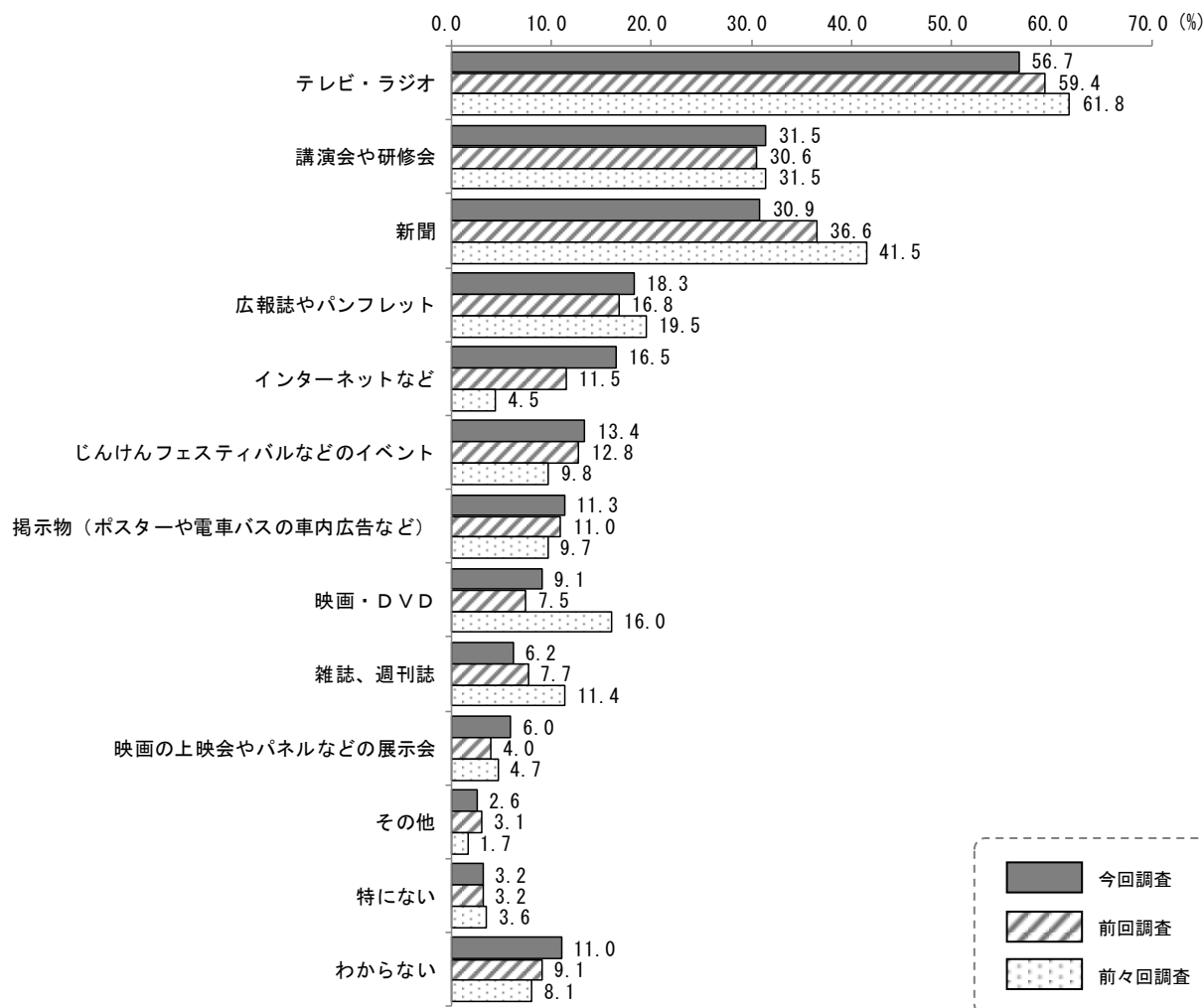
問 1 1 - 2 あなたは、地震など災害時において人権に配慮するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



災害時において人権に配慮するために必要なことは、「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにする」(51.2%)、「被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える」(36.6%)、「災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ」(33.5%)の順に高い

## 12 人権啓発

問12-1 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。(〇は3つまで)



人権意識を高めるための効果的な啓発方法は、「テレビ・ラジオ」(56.7%)、「講演会や研修会」(31.5%)、「新聞」(30.9%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「インターネットなど」や「じんけんフェスティバルなどのイベント」の割合は増加してきており、「テレビ・ラジオ」や「新聞」は減少してきている。

また、前回調査より、「講演会や研修会」や「広報誌やパンフレット」の割合は増加している。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<効果的な啓発広報活動について>

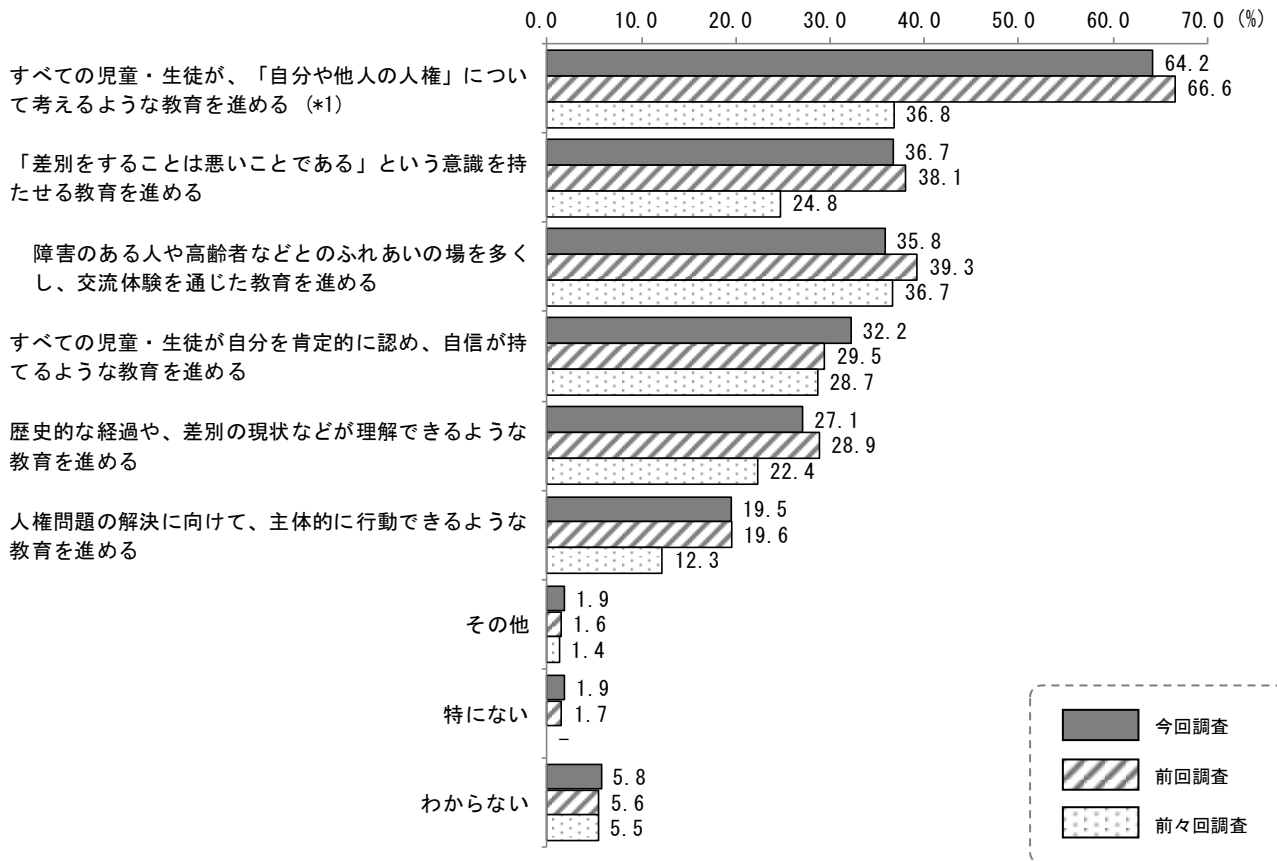
問 22 あなたは、人権啓発を推進するためには、国民に対してどのような方法による啓発広報活動が効果的であると思いますか。この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位 4 項目）

	平成 29 年 10 月	（参考）平成 24 年 8 月
・ テレビ・ラジオを利用した啓発広報	70.3%	71.1%
・ インターネットを利用した啓発広報	41.9%	28.1%
・ 新聞・雑誌を利用した啓発広報	41.8%	44.9%
・ 講演会、シンポジウム、研修会等	31.7%	30.0%

### 13 人権教育

問12-2 あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。(〇は3つまで)



\*1 「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」は、前々回調査「すべての児童・生徒が、『自分の人権』について考えるような教育を進める」との比較。

\* 前々回調査の回答条件は【2つまで〇】。

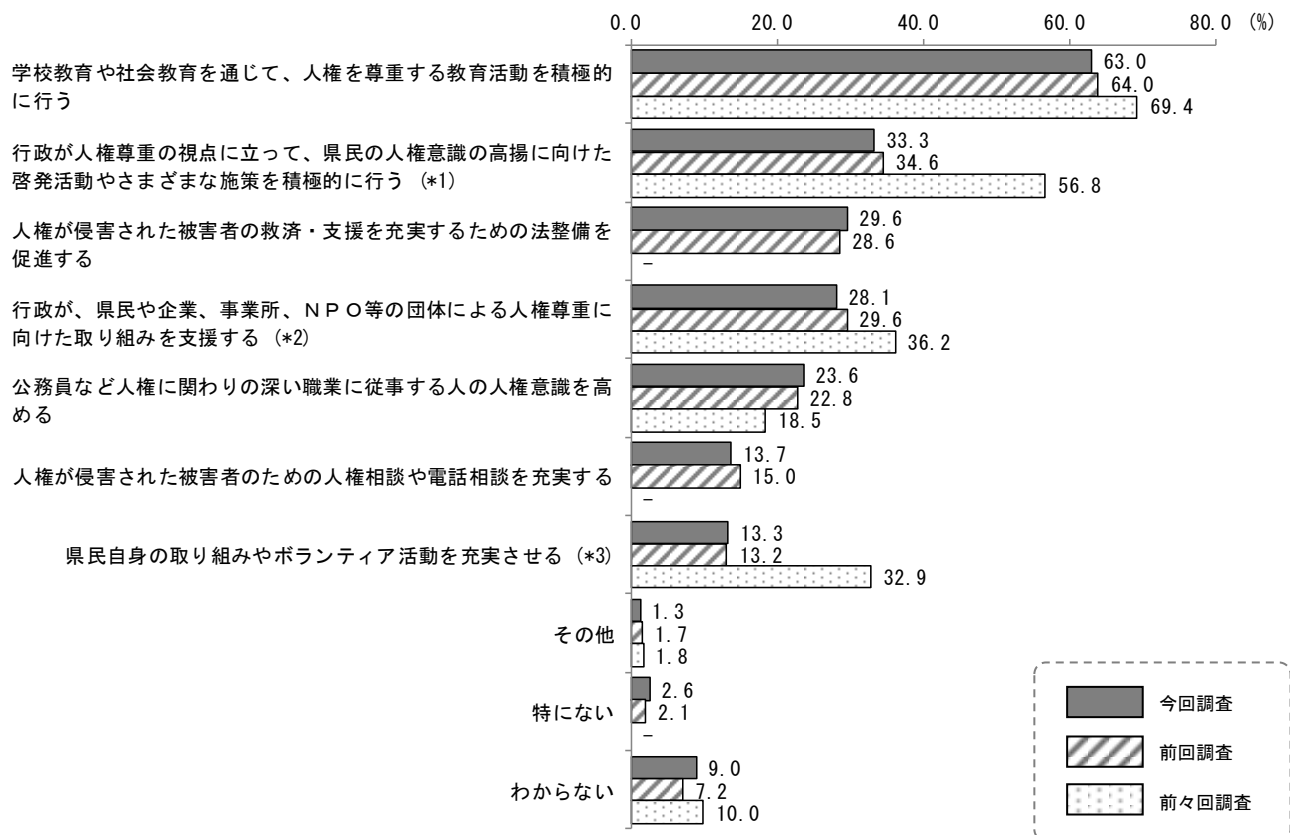
学校でどのような人権教育を行ったらよいかは、「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」(64.2%)、「『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」(36.7%)、「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」(35.8%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」の割合は増加してきている。

また、前回調査より、「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」や「『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」の割合は減少している。

## 1.4 人権尊重の社会の実現

問 1 2 - 3 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



- \*1 「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」は、前々回調査「行政が県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を積極的に行う」、「行政が人権尊重の視点に立ってさまざまな施策を行う」を合計したものとの比較。  
 \*2 「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」は、前々回調査「行政が、企業、事業所等における人権尊重に向けた取り組みを支援する」、「行政が、県民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」を合計したものとの比較。  
 \*3 「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」は、前々回調査「県民自らがボランティア活動などを通じて人権意識を高める」との比較。

人権尊重の社会の実現に必要なことは、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」(63.0%)、「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」(33.3%)、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する」(29.6%)の順に高い

前回、前々回調査と比較すると、「公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める」の割合は増加してきており、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」や「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」は減少してきている。

また、前回調査より、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する」は増加し、「人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する」は減少している。

【参考】全国調査（内閣府 人権擁護に関する世論調査）

<人権課題の解決のための方策について>

問 23 あなたは、国は、人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位4項目）

	平成 29 年 10 月	（参考）平成 24 年 8 月
・ 学校内外の人権教育を充実する	59.8%	55.3%
・ 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する	44.0%	42.8%
・ 人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する	43.1%	36.2%
・ 地方自治体、民間団体等の関係機関と連携を図る	38.6%	38.5%

## 用語の解説

### ※ HIV (Human Immunodeficiency Virus : ヒト免疫不全ウイルス)

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスで、非常に弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力(免疫)が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍を引き起こされることがあります。

### ※ ハンセン病

らい菌による感染症で、その感染力は非常に低く、日常生活で感染することはほとんどありません。らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも現在ではすぐれた治療薬が開発されていて、早期発見・早期治療により、後遺症を残さずに治る病気です。また、確実な治療法がなかった時代においても、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

### ※ 性的指向

いずれの性別を恋愛や性愛の対象にするかをいう、人間の根本的な性傾向のことをいいます。おおまかには、「異性愛」、「同性愛」、「両性愛」に分類されます。

### ※ 性同一性障害

「生物学的な性別と自己意識の性別が一致しないために、生物学的な性別に違和感を持つ」医学的な疾患名です。一般には、「心と身体の性が一致しない状態」と説明されることもあります。

### ※ 人身取引

人間を誘拐などの強制的な手段や甘い言葉などによって誘い出し、移送し、金銭などによって売り払う行為のことで、対象の多くは女性や子どもとなっています。その目的は、強制労働や養子、性的搾取、臓器移植などがあります。

### ※ ハラスメント（いやがらせ・いじめ）

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える行為のことで、

例：セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、パワー・ハラスメント（職場の権力（パワー）を利用したいやがらせ）、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産した方に対するいやがらせなどの言動や、解雇・減給といった不利益取扱い）などがあります。

### ※ ドメスティック・バイオレンス（DV : Domestic Violence）

一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある人、又はあった人からの暴力」という意味で使われます。

暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあります。また、若い世代を中心とした交際中の相手との間で起こる「デートDV」も問題となっています。



## ※ 同和地区

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44年7月に公布・施行された「同和对策事業特別措置法」から始まって、昭和62年4月に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月に失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが進められてきました。

取組みを進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。

この調査での「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域をさします。

## ※ えせ同和行為

個人や団体が、同和問題への取組みを口実に高額な図書を購入を迫るなど、不当な利益を要求する行為をいいます。

## ※ ファミリー・サポート・センター

「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「子育ての援助を行いたい人（援助会員）」が会員となって、地域において助け合う会員制の有償ボランティア組織です。

## ※ バリアフリー

主に生活弱者である高齢者や障害者が生活する上で、支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための取組みや障壁を取り除いた状態のことをいいます。

## ※ ユニバーサルデザイン

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

バリアフリーが「障害者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」をさすのに対して、ユニバーサルデザインは「もともと障壁がない環境とデザイン」のことをいいます。

## ※ 災害と人権

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活において多くの課題が生じました。例えば、様々な疾患の発生・悪化、高齢者や障害者、妊婦等の要配慮者に必要なケアや対応の不足、指定避難所以外の避難所や在宅の被災者に支援が行き渡らないなどといったものがあげられます。また、原子力発電所の事故により、周辺住民が避難先において風評に基づく差別的扱いを受けるなどの事態も発生しました。

突然起こる災害に対して、どういった人権問題が起き、どのような人権への配慮が必要になるのかを考え、日ごろから人と人とのつながりを意識し、正しい知識と思いやりの心を持つことが大切です。

平成 29 年度  
高知県 人権に関する県民意識調査  
報 告 書  
(概要版)

平成 30 年 2 月

発行・編集 高知県文化生活スポーツ部人権課  
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号  
TEL088-823-9804 FAX088-823-9058  
E-Mail 141101@ken.pref.kochi.lg.jp